自転車安全利用五則

- 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2. 車道は左側を通行
- 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4. 安全ルールを守る
 - ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 〇夜間はライトを点灯
 - 〇交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5. 子どもはヘルメットを着用
- ※ 平成 19 年 7 月 10 日 中央交通安全対策会議交通対策本部(内閣府)決定

第1	章 総論	i																									
1	総合計	画策定	の背	景•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	総合計	画の目	的•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	総合計	画の基	本的	な考	え	方	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	総合計	画の性	格•		•	•	•		•		•	•	•	•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	1
5	総合計	画の対	象区	域・	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2
6	総合計						•	•			•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	2
	, , ,																										
第2	章 自転	車利用	の現	状と	· 課	題																					
1											•			•				•					•	•	•		3
		人口・												•				•					•	•	•		3
		駅周辺										•					•						•				3
2																	•						•				4
_		概要•																									4
		有料制																									4
		放置禁																									5
		放置自				. —																					5
	– 5	放置防					•	•	• ^	, • •															•		6
	- 6	自転車					恙	終	及て	ĸĦ																	
3																											
O		行政実																									9
		区政モ																									
	-3	自転車																									
4		利用の					4 0	•	• •	· •	•	•	•		•	H/HJ. •	•									1	
4	口料平	-\!\!]\ 1] ∨⊃		<u> </u>																						1	U
第3	音 利田	しやす	いつ白	起車	重主	市	坦	Ø.₹	較信	井																	
ж 3 1		により																								1	6
2		駐車場							•								•				•		•			1	
3		通学者							較信	告 。							•	•			•		•				
4																											
5	月70日 附署美	沙门口型	中町	事情	ョック 11の	走址	加太	•									•	•			•		•			1	7
6		おおおおおおおおおおおおおおおおままままままままままままままままままままままま	1年14月	.平勿 .敕佶	まの	リム 北	力去	•									•				•		•			1	Q
7	以 色 日 白 転 亩	駐車場	.平勿 .の足	金川	月マン	1)/4.) •						•	•				•				•	•	•	•	1	Q
8		·紅牛物 白 起 古	形古	. 呂 (L ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	」。	Ф	EII.	, TC										•							•	1	0
0	利だな	日料里	- 沟工 - 中	·勿登	到用	υ <i>)</i> '	11/1	九	•	•	·	•			•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	٠	1	0
学 4	李 壮黑	白起市	m +>) \ /	. △	. Ti	Ь Т.	古.	<i>}</i>	+ +	, Č	: /	10														
	章 放置																									1	0
1	放置自 -1	転車の	加去	きずり	• +-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	— I	放直日 撤去し	転単たり	.Vノ頂 ぉ~ *	以去	• 44.	•	・ フコ	· · · · ·	· • 巴	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
0	一 Z 四 #h / h	似去し	/に目	本士 -	1.4.√ 1.4.√	7亿	9	ට <u>1</u>	官匪	■. •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
2		・い放直	.日転	义里	J朿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
3	集槓別	の見直	.し・	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	U

第5章 自転車走行環境の整備	
1 走行空間の原則分離の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
-1 自転車道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
-2 自転車レーン等による車道走行の円滑化・・・・・・・・・	2 1
-3 自転車歩行車道における歩行者・自転車の分離・・・・・・・	2 2
-4 地域の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
第6章 自転車の安全利用の推進	
1 自転車利用のルール・マナーの向上に向けて・・・・・・・・・・	2.3
-1 各種交通安全活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 2 街頭などでの指導、取締り強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 3 学校教育における児童・生徒への交通安全教育・・・・・・・	
- 4 高齢者への交通安全教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2 4
2 自転車利用者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
第7章 原動機付自転車等の駐車対策に関するその他の措置	
1 原動機付自転車の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
- 1 原動機付自転車の放置等の状況・・・・・・・・・・・・	2 6
-2 放置バイクの取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
-3 民営バイク駐車場育成補助・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
2 自動二輪車の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
第8章 事業者が講ずる措置	
1 鉄道事業者としての対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
- 1 鉄道事業者の基本的姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
- 2 鉄道事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
2 大型店舗等事業者としての対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
-1 大型店舗等事業者の基本的姿勢・・・・・・・・・・・・ -2 大型店舗等事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
第9章 施策の推進にあたって	
21 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	2 (
1 関係機関との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 (3 (
<u> 4 </u>	3 (

資 料

第1章 総 論

1 はじめに~総合計画の改定にあたって~

区では、まちづくり基本方針の中で、放置自転車ゼロをめざした駐車場の整備を進めるとともに、人間(歩行者)優先の理念に基づいた安全で快適な歩行環境・ 自転車走行環境の整備につとめることとしている。

これを受けて区は、放置自転車のないまちづくりを進めるとともに、歩行者と 自転車の安全で快適な通行を確保することを目的として、平成10年3月に自転 車利用総合計画を策定した。

更に14年7月には、自転車利用総合計画をより強力に推進し、計画や成果を 区民に分かり易く示すために、具体的な方法や数値目標を定めた自転車利用行動 計画(旧称:サイクルアクションプログラム)を策定した。

これら総合計画並びに行動計画に基づき、区は現在48箇所の自転車駐車場等の整備を進め、また、放置自転車の撤去・啓発活動の強化など、様々な自転車対策を積極的に推進してきた。その結果、12年度には1日当たり平均約9,200台あった区内の放置自転車を、20年度には約1,900台にまで激減させるなど、大きな成果をあげてきた。

しかしながら、最近はその一方で、通勤・通学の放置自転車に代わり、午後から夕方にかけての買い物客の放置自転車が歩道等をふさいでいる危険な状況が目立ってきている。また、自転車走行のルール・マナー違反により、自転車と歩行者の交通事故が最近10年間で4倍以上(全国事故統計より)に増加している。加えて、電動アシスト自転車の普及や子ども二人乗せの大型自転車の実用化が見込まれ、これらが及ぼす影響が懸念されている。

近年、このように自転車を取り巻く状況は、総合計画を策定した当時とは大きな変化があり、更に自転車は手軽で身近な乗り物で、環境にも優しく、経済的な交通手段としての認識が年々高まっている。こうした状況から、区は、21年3月に自転車等駐車問題対策協議会から「杉並区自転車利用総合計画」改定についての検討結果を受け、区の自転車対策の総合的・体系的な指針である「杉並区自転車利用総合計画」を10年ぶりに改定することとした。

この総合計画の改定により、今まで以上に放置自転車のない安全で快適なまちづくりと自転車走行ルールの遵守により自転車交通事故ゼロを目指した、「安心・安全なまちづくり」を実現するものである。

2 総合計画の目的

この計画は、自転車等の利用に伴う現状、課題を明らかにし、その適切な自転車環境の整備方針や安全利用の方策を総合的に示し、区民・事業者・行政が一体となって、安心安全で快適な自転車のまちづくりの実現を目的とする。

3 総合計画の基本的考え方

- ○徒歩と自転車の時代と認識し、環境にやさしい杉並区をめざし、総合的な交 通施策の観点から自転車利用の適正化を図る。
- ○放置自転車のない安全で快適なまちづくりをめざし、利用しやすい自転車駐車場の整備を進める。
- ○交通ルールの遵守とマナーの向上を図るとともに、自転車走行環境の整備を 行う。

4 総合計画の性格

- ○杉並区基本構想に基づく杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)の個別計画となる。
- ○自転車駐車場の整備・自転車利用のルールの向上・自転車走行環境の整備など自転車利用に関する総合的な施策の指針を示し、長期計画及び実施計画との調整を図り施策を推進する。
- ○「杉並区自転車利用行動計画」は、本計画に基づき実現に向けての具体的な 施策としての下位計画である。
- ○「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(以下「自転車法」という。) 7条1項に規定する「自転車等の駐車対策に関する総合計画」としての役割を担う。

5 総合計画の対象区域

- ○区内全域
- ○自転車駐車場整備における対象鉄道駅は、区内 18 駅及び区外 8 駅
 - ① J R 中央線 ··· 4 駅
 - ②西武新宿線 …3駅
 - ③地下鉄丸ノ内線…5駅(うち区外1駅)
 - ④京王井の頭線 …7駅(うち区外1駅)
 - ⑤京王線 … 7駅 (うち区外 6駅)

6 総合計画の期間

○平成21年度~24年度の4ヵ年※「杉並区まちづくり基本方針」計画期間

第2章 自転車利用の現状と課題

1 杉並区の概要

1-1 人口・世帯等

杉並区は、東京都区部の西部、新宿と多摩地区の中間に位置し、良好な住宅地として発展してきた。面積は34.02km³あり、武蔵野台地の一角をなし地形は比較的平坦である。

平成 20 年 9 月現在の人口は約 54 万人、世帯数は約 30 万世帯である。人口、世帯数とも微増傾向にある。

1-2 駅周辺への乗り入れ状況

平成 19 年度における駅周辺への自転車の乗り入れ状況は、区内及び周辺駅 24 駅で 1 日平均 30,334 台である。

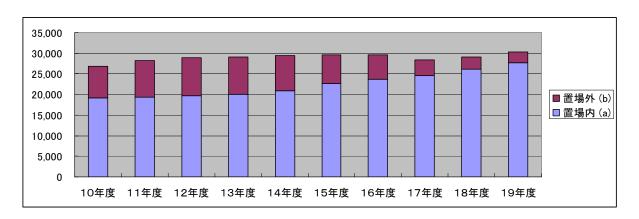
このうち自転車駐車場へ駐車しているものが 27,714 台、路上などへの放置が 2,620 台であり、放置防止指導及び撤去等により、通勤・通学者による駅前の放置自転車は激減した。しかし、それに入れ替わるように、午後から夕方にかけて 買い物客の放置自転車が目立ち大きな課題となっている。

歩道や車道に放置された自転車は、歩行者や車両の通行の妨げになっていることはもちろん、緊急車両による消火や救急活動の障害になるなど、安全で快適な 区民の日常生活を脅かす存在であるといえる。

また、歩道や車道を走行する自転車は、一部において自転車利用のルールやマナーを守らない危険な状況が見られる。

駅周辺乗入台数調査(平均値)

	<u> </u>	十二								
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
置場内(a)	19,120	19,328	19,685	19,999	20,895	22,598	23,707	24,501	26,165	27,714
置場外(b)	7,679	8,912	9,189	9,023	8,454	7,056	5,982	3,905	2,909	2,620
計(乗入台数)(c)	26,799	28,240	28,874	29,022	29,349	29,654	29,689	28,406	29,074	30,334
放置率(b)÷(c)	28.7%	31.6%	31.8%	31.1%	28.8%	23.8%	20.1%	13.7%	10.0%	8.6%



2 区における放置自転車対策

2-1 計画の概要

杉並区では、自転車利用の急増に伴い、駅周辺を中心に大量に発生した放置自 転車に対応するため、昭和60年4月1日「杉並区自転車の放置防止及び駐車場 整備に関する条例」(以下「自転車条例」という。)を制定した。

また、平成6年4月1日からは、有料駐車場の管理等を定めた「杉並区自転車 駐車場条例」(以下「駐車場条例」という。)を施行した。

さらに、平成 10 年 3 月策定した、「杉並区自転車利用総合計画」を基本に、平成 14 年 7 月に「杉並区サイクルアクションプログラム」を策定した。これは、杉並区サイクルアクションプログラムに関する懇談会の提言「自転車のまちづくり」(平成 14 年 3 月)を踏まえて、より具体的な施策として計画化し、平成 18 年 4 月に数値目標などを改定した。

また、平成20年2月に、杉並区自転車等駐車対策協議会からの「杉並区サイクルアクションプログラムの改定にあたって」の提言書に基づき、平成22年度までの計画を「杉並区自転車利用行動計画」として策定した。

2-2 有料自転車駐車場の整備

道路(歩道)の一部を自転車置場として利用している「駐車指定箇所」が区内の3駅に現存しており、歩行者の快適で安全な通行空間を回復するためには、早急に解消するとともに、「受益者負担」の観点から、誰もが安全で安心して利用できる適切な規模の有料制自転車駐車場を早期に整備する必要がある

平成 20 年 4 月 1 日現在、有料制自転車駐車場は、17 駅に 40 箇所整備しており、その収容台数は 27,116 台である。

利用方法は、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の定期利用と一日利用があり、登録制自転車置場と異なり、通勤・通学等の利用目的、距離制限の制約は無い。

利用料金は、月 900 円~2,300 円(屋根の有無、建物の利用階数等により差がある)である。

自転車駐車場の日常運営・管理については、(社) 杉並区シルバー人材センター及び民間業者に委託している。

2-3 放置禁止区域の指定

自転車条例に基づき、区は、自転車駐車施設の整備が進められている地域で、 放置自転車が大量に放置され、又は、大量の放置を引き起こす恐れのある公共の 場所について、特に必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域として 指定している。現在、区内 18 駅及び区外隣接駅 4 駅周辺において放置禁止区域 を指定している。

また、放置禁止区域は自転車の放置状況、駐車場の整備状況、地域住民の要望等を考慮し、必要に応じて放置禁止区域の見直しを進め、実情に即したものとしていく。

2-4 放置自転車の撤去、返還、処分等

(1) 撤去、返還

区では自転車放置禁止区域に指定する駅周辺の放置自転車、登録制自転車 置場内の無登録自転車、一時利用置場内に3時間以上駐車している自転車を撤 去している。また、禁止区域外の駅周辺及び公共の場所にある放置自転車で、 良好な生活環境を阻害している自転車は警告から7日間を経過した後、撤去す る。

撤去作業は、駅を単位として毎日(年末年始を除き、土・日・祝日の定めた日) 実施し、撤去した自転車は、自転車集積所において保管し引取りに来た自転車 所有者に随時返還している。

なお、返還に際しては、撤去手数料 3,000 円を徴収している。

返還業務は、年末年始(12月29日~1月3日)を除く平日午前11時から午後7時まで、土・日・祝日は、午前11時から午後5時までとなっている。

(単位:台)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
撤去台数	60,683	60,832	64,716	61,871	55,545	57,115	56,671	68,041	65,849	65,511
返還台数	43,819	42,813	46,365	42,338	33,589	34.491	33,451	43,456	43,360	44,708
処分台数	15,791	16,822	17,233	18,105	20,911	21,243	22,640	24,456	21,687	3,449
リサイクル台数	1,073	1,197	1,118	1,428	1,0911	1,381	580	534	802	695
売却台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,659
駐車場	28,238	27,907	28,003	27,682	27,338	28,621	29,532	29,929	28,914	29,215
収容台数										
放置台数	7,679	8,912	9,189	9,023	8,454	7,056	5,982	3,905	2,909	2,620
(1 日平均)										

(2) 放置自転車の処分、リサイクル

撤去自転車のうち、住所・氏名の明記や防犯登録がなく自転車所有者の確認ができない自転車、返還通知書を送付しているが引取りのない自転車は処分の告示をしたのち再資源化を行っている。また、平成 19 年度からは、海外への売却などによる再利用を行っている。

また、再生可能な自転車をシルバー人材センターに無償譲渡し、シルバー 人材センター会員が整備・点検したのち販売している。(平成5年から16年までは、杉並区障害者雇用支援事業団に譲渡)

表:販売実績

年 度	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
販売実績	1,149	1,122	1,092	1,045	890	734	441	619	688

※ H11年~16年 障害者雇用支援事業団、 H17年~ 杉並区シルバー人材センター

2-5 放置防止啓発活動

(1) 放置自転車クリーンキャンペーン

昭和61年以降毎年秋に、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施している。

主要な駅において町会、商店会、所轄警察署、鉄道事業者などの関係機関と協力し、ポスターの掲出、チラシ及び啓発用品の配布等を行い、自転車の放置防止を広く区民に呼び掛けている。

(2) 放置防止協力員

区では、駅周辺における放置自転車による生活環境の悪化防止に地域住民が主体的に取り組むことを目的に、平成6年度から「杉並区自転車放置防止協力員」制度を導入し、平成19年3月末現在17駅周辺において積極的にボランティア活動を実施している。自治会、町会、商店会などで構成され、自主的に地域活動を行っている。

名 称	設置年月日	人数
方南町自転車放置防止協力員	平成 6年 6月27日	20人
西荻窪自転車放置防止協力員	平成 6年 6月29日	11人
東高円寺自転車放置防止協力員	平成13年 1月 1日	8人
久我山自転車放置防止協力員	平成13年12月 1日	9人
阿佐ヶ谷自転車放置防止協力員	平成14年 8月 1日	6人
井荻自転車放置防止協力員	平成14年 8月 1日	30人
新高円寺自転車放置防止協力員	平成14年10月 1日	38人
西永福自転車放置防止協力員	平成14年12月 1日	26人
高円寺北自転車放置防止協力員	平成14年12月 1日	67人
永福町自転車放置防止協力員	平成14年12月 1日	1人
高円寺南放置防止協力員	平成15年 4月 1日	5 7 人
下井草放置防止協力員	平成15年 6月 1日	10人
南阿佐ヶ谷放置防止協力員	平成15年 8月 1日	35人
浜田山放置防止協力員	平成15年 9月 1日	2 3 人
荻窪駅南放置防止協力員	平成16年 3月 1日	30人
富士見ヶ丘放置防止協力員	平成17年 5月 1日	7人
中野富士見町放置防止協力員	平成17年11月 1日	3 7 人
高井戸放置防止協力員	平成19年 3月 1日	4人
荻窪駅北放置防止協力員	平成19年 9月 1日	41人
合 計		460人

(3) 案内看板等の設置

自転車放置を未然に防ぐため、放置禁止区域をはじめ要所に自転車駐車場への案内板や誘導標識、路面ステッカー等を設置し、区民に周知する。

2-6 自転車駐車場の附置義務及び民営自転車駐車場整備補助

(1) 自転車駐車場の附置義務

区は、自転車条例第二十条の地域において、第二十一条の表中(イ)の施設 を新築または増築する者に対し、自転車駐車場の設置を義務付けている。

また、附置義務に該当する施設で対象規模を満たさない店舗等および共同住宅(集合住宅)、事務所・病院等の非該当施設に対しても自転車駐車場の設置の協力・要請をしている。

なお、自転車条例の施行(昭和 60 年 4 月 1 日施行)以降、附置義務として整備された自転車駐車場(平成 20 年 3 月末現在の設置予定含む)は、5 8 件あり、収容台数は4,2 0 4 台である。

(2) 民営自転車駐車場育成補助

区は、自転車条例第三十条に基づき「杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱」を定め、駅周辺等において民営自転車駐車場を設置し運営を行うものに対して、その経費の一部を補助する制度を創設している。

また、これまでにこの制度を活用し設置した自転車駐車場(平成20年3月末現在)は3件あり、収容台数は343台である。

なお、補助制度の概要は、以下のとおりである。

① 補助金交付要件

- (a) 自転車駐車場の設置場所が自転車条例で定める放置禁止区域内にあること。
- (b) 構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効 に駐車できるものであること。
- (c) 収容能力がおおむね30台以上であること。
- (d) 主として通勤・通学等のため、一般区民が利用する自転車を収容する施設であること。
- (e) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること。
- (f) 当該自転車駐車場の設置者は、鉄道事業者及び財団法人を除く。

② 補助金額

(a)建設費補助(1,000円未満は切り捨て)

標準建設費(収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額) 又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内で、交付限度 額は1,000万円とする。

(b) 管理費補助(1,000円未満は切り捨て)

年間実績台数を共用した日数で除して得た台数または収容台数のいずれか低い台数に単価 3,000 円を乗じて得た額を年1回補助し、その期間は、供用開始から3年間を限度とする。

3 自転車利用に関する各種実態調査

3-1 行政実態調査

区民の意見要望を区政に反映させるため、区では実態調査を毎年行っており、 平成 20 年度の調査結果は以下のとおりである。

(1) 評価できる施策

杉並区が力を入れていると評価できる施策について聞いたところ「自転車駐車場の整備施策」は27.7%で第2位となっている。

杉並区が力を入れていると評価できる施策

	居	施道	策自	り災	たみ	源公	子	高	障	健	策地	化産	学	生	地	地	推地	進区	そ	
全	住	策路	転	施害	まど	・害	育	齢	害	康	域	施業	校	涯	域	域	進域	施民	の	無
	環	.	車	策に	ちり	リ・	て	者	者	づ	福	策 振	教	学	文	社	施と	策の	他	
	境	交	駐	つ	づと	サ環	支	福	福	<	祉	興	育	習	化	会	策行	参		口
体	の	通	車	ょ	く景	イ境	援	祉	祉	ŋ	の		施	振	の	0)	政	画		
	整	体	場	W	り観	ク対	施	施	施	支	基	商	策	興	振	活	の	と		答
	備	系	の	ま	施に	ル策	策	策	策	援	盤	店		施	興	性	情	協		
	施	の	整	ち	策配	施と				施	整	街		策	施	化	報	働		
	策	整	備	づ	慮	策省				策	備	活			策	施	化	の		
		備	施	<	l	資					施	性				策	の	推		
1103	138	113	306	105	351	291	180	63	29	141	26	20	176	50	87	16	50	22	86	101
100	12.5	10. 2	27. 7	9.5	31.8	26. 4	16.3	5. 7	2.6	12.8	2.4	1.8	16	4. 5	7.9	1.5	4.5	2	7.8	9.2

(2) 力の入れ方が不十分だと思う施策

杉並区が力の入れ方が不十分だと思う施策について聞いたところ「自転車駐車場の整備施策」は19.9%で第2位となっている。

杉並区が力の入れ方が不十分だと思う施策

(3) 今後特に力を入れるべき施策

杉並区が今後特に力を入れるべきだと思う施策について聞いたところ「自転車駐車場の整備施策」は12.7%で第7位となっている。

今後特に力を入れるべきだと思う施策

	居	施道	策自	り災	たみ	源公	子	高	障	健	策地	化産	学	生	地	地	推地	進区	そ	
全	住	策 路	転	施害	まど	• 害	育	齢	害	康	域	施業	校	涯	域	域	進域	施民	の	無
	環	.	車	策に	ちり	IJ •	て	者	者	づ	福	策 振	教	学	文	社	施と	策の	他	
	境	交	駐	つ	づと	サ環	支	福	福	<	祉	興	育	習	化	会	策行	参		回
体	の	通	車	ょ	く景	イ境	援	祉	祉	b	の		施	振	の	\mathcal{O}	政	画		
	整	体	場	V)	り観	ク対	施	施	施	支	基	商	策	興	振	活	の	と		答
	備	系	の	ま	施に	ル策	策	策	策	援	盤	店		施	興	性	情	協		
	施	の	整	ち	策配	施と				施	整	街		策	施	化	報	働		
	策	整	備	づ	慮	策省				策	備	活			策	施	化	の		
		備	施		し	資					施	性				策	の	推		
1103	133	167	140	321	142	197	206	382	112	109	119	130	102	85	69	46	34	39	62	71
100	12. 1	15. 1	12. 7	29. 1	12. 9	17. 9	18.7	34.6	10.2	9.9	10.8	11.8	9.2	7.7	6.3	4. 2	3. 1	3. 5	5.6	6.4

3-2 区政モニターアンケート調査

杉並区区政モニターを対象に、「自転車駐車場の整備と運営」についてアンケートを行った。

- (1) 調査の方法
 - ・調査対象 区政モニター148人 ・回収数 125人
 - ・調査方法 インターネットにより回答 ・調査時期 平成20年7月
- (2) 調査の結果

インターネットモニター調査結果を各項目に整理すると、次のとおりである。

- ① 生活の中で自転車を使用するか。
 - ・ほぼ毎日使用する 38.4%
 - ・時々使用する 35.2%
- ② "ほぼ毎日と時々使用する"と答えた方の中で、自転車駐車場を利用したことがあるか。
 - ・毎回利用する 17.4%
 - ・時々利用する 42.4%
- ③ 自転車駐車場の使用料はどのように思われるか。
 - · 適正金額 62.4%
 - ·高い 25.6%
 - ·安い 12.0%
- ④ 一部駐車場が満杯で空待ちが長期にわたっているところがあるが、用地取得が困難なため、改善されていない。
 - ・費用がかかっても駐車場を増設する 36.0%
 - ・駐車場利用に制限をかける 19.2%
 - ・自転車利用を抑制する 17.6%
 - ・抽選し利用者を決める 15.2%
- ⑤ 自転車駐車場増設が必要な駅は。
 - · 荻窪 25%
 - 阿佐ヶ谷 12%
 - ・南阿佐ヶ谷 10%
- ⑥ 買物の際に商店街で自転車駐車場を設けた場合
 - ・目的地から徒歩3分以内なら駐車場を利用する 45.6%
 - ・ちょっとの時間なので店舗前の道路に止める 23.2%
 - ・目的地から徒歩5分ほどかかっても利用する 15.2%、

3-3 自転車駐車場利用者および区民アンケート調査

自転車駐車場利用者および一般区民に対し、平成 20 年 8 月にアンケート調査 を実施した。

(1) 調査方法

- ① 区民アンケート調査
 - ・調査対象 杉並区在住の満 18 以上 男女 1,400 人 (無差別抽出)
 - ·調査方法 郵送配布、郵送回収
 - · 回収数 527 名 (回収率 37.6%)
- ② 自転車駐車場利用者アンケート調査
 - ·調查対象 自転車駐車場利用者 5,500 人
 - ・調査方法 自転車駐車場(40ヶ所)で直接配布、郵送回収
 - · 回収数 1,841 名 (回収率 33.5%)

(2) 調査結果

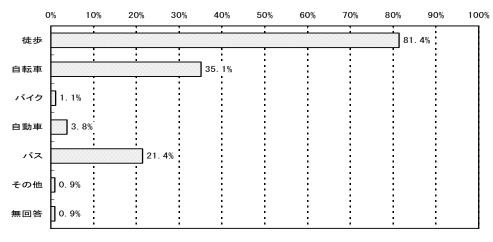
① 駅勢圏(資料参照)

駅勢圏は、自転車駐車場収容台数が最大の荻窪駅で南北約 3.7km、東西で 2.5kmであった。同様に、JR各駅、京王線永福町駅・浜田山駅・久我山駅、西武線下井草駅も南北方向に駅勢圏が長くなっている。

杉並区内は、東西方向にのみ鉄道が走っているので、東西方向は最寄り駅まで距離が短いのに対し、南北には鉄道がないため最寄り駅までの距離が長くなっていると思われる。

東京メトロの東高円寺駅と南阿佐ヶ谷駅の駅勢圏は、南方向に偏っている。 両駅の北方向の住民はJR中央線の駅を利用していると思われる。

② 自宅から駅までの主な交通手段 (区民アンケートの結果) 駅までの主な交通手段で、「自転車」を利用するが1/3を占めた。

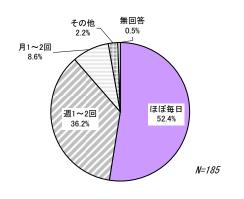


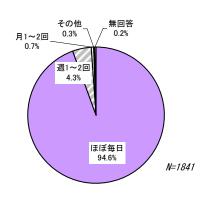
N=527

③ 自転車の利用頻度

一般の区民で、駅までの主な交通手段で「自転車を利用している」と答えたうち、自転車を「ほぼ毎日」利用すると回答したのはほぼ半数であった。

自転車駐車場の利用者は、「ほぼ毎日」利用すると回答したのは9割を越えて おり、一般の区民に比べ利用頻度が高い。





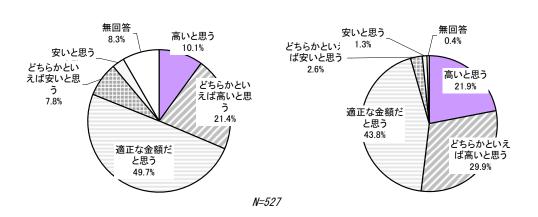
区民アンケート結果

自転車利用者アンケート結果

④ 区立自転車駐車場の使用料金について

一般の区民は、現在の使用料を約半数が、「適正な金額だと思う」であった。「高いと思う」と「どちらかといえば高いと思う」が3割であった。

自転車駐車場の利用者の約4割が「適正な金額だと思う」であった。一般の区 民と比較して7ポイント低かった。一方、「高いと思う」と「どちらかといえば 高いと思う」が過半数を占めた。一般の区民と比較して19ポイント高かった。 一般区民より自転車駐車場を利用頻度が高いため、料金に対して割高感がある。

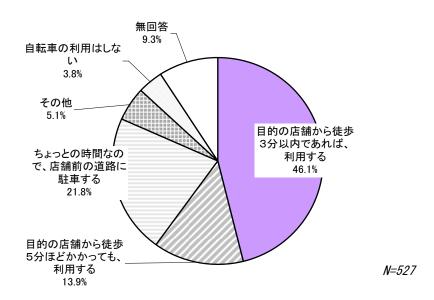


区民アンケートの結果

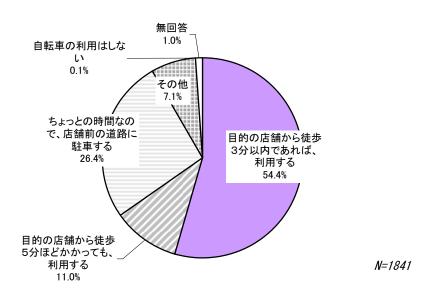
N=1841 自転車駐車場利用者アンケート調査の結果

⑤ 買い物の自転車利用について

買い物の自転車利用について、商店街に自転車駐車場を設けた場合利用するかに対して、「目的の店舗から徒歩3分以内であれば、利用する」が一般の区民は46%で、自転車駐車場利用者は54%を占めた。商店街に近くないと自転車駐車場は利用されず路上駐車されてしまう。区民アンケートに比べ8ポイント高くなっているもののほぼ同じ傾向である。また、一般の区民、自転車駐車場利用者とも、2割の区民が「ちょっとの時間なので、店舗前の道路に駐車する」と答えており、自転車駐車場が利用されず路上駐車されてしまう。



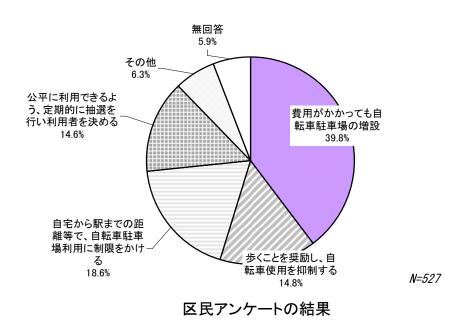
区民アンケートの結果

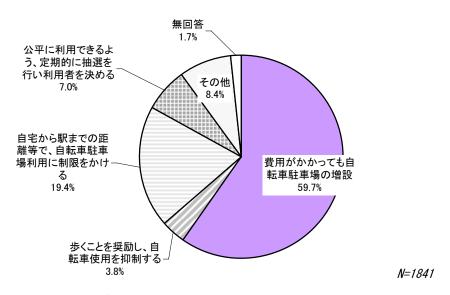


自転車駐車場利用者アンケート調査の結果

⑥ 自転車駐車場の満車、定期使用の長期の空き待ちに対する区の対応

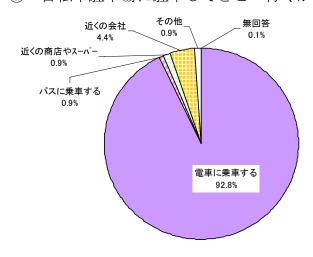
駅周辺の自転車駐車場の満車、定期使用の長期の空き待ちに対する区のこれからの対応で最も多いのは、「費用がかかっても自転車駐車場の増設」が最も多く一般区民は4割を占め、自転車駐車場利用者は6割を占めた。一般の区民と比較して自転車駐車場利用者は20ポイントも高くなっている。自転車駐車場は増設せずに、「歩くことを奨励し、自転車使用を抑制する」と「公平に利用できるよう、定期的に抽選を行い利用者を決める」の3つの意見は一般区民と比較して少なくなっている。





自転車駐車場利用者アンケート調査の結果

⑦ 自転車駐車場に駐車してどこへ行くか(自転車駐車場利用者のみ)



自転車利用者アンケート結果

4 自転車利用の課題

自転車は手軽で身近な乗り物であり、環境への負荷も少ないことから、都市に おける有用な移動手段として認識されるようになり、通勤・通学だけでなく買物 やレジャーなど利用目的も多様化している。

また、人間の移動における理想は「ドア・ツー・ドア」にある。駅の改札口や買物先の商店などの目的地まで種々の制約を受けず、自らの意思でアクセスできる自転車は、この理想をもっとも手軽に実現できる移動手段であるといえる。

平成20年8月に実施した区民アンケート調査においても、「自宅から駅までの主な交通手段」を34%強のものが自転車と回答している。

しかし、自転車の放置、また歩行者の安全を脅かす自転車の利用に係わる問題 は後を絶たない。

現在は、通勤・通学者による駅前の放置自転車は激減したが、午後から夕方にかけての買物客の放置自転車が目立っており、今後さらに、商店会や大型店舗との連携を強化し、商店会等と協力し各種施策の促進を図る必要がある。

また、駅前に自転車駐車場用の適地がなく、新たな整備方法の研究が求められている。そして、アンケート調査の結果から、自転車駐車場利用者の約93%が 鉄道利用者であり、鉄道事業者の主体的・積極的な姿勢が必要である。

さらに、子育て支援のための子ども2人乗せ自転車、交通不便地域の移動手段 としての普通自転車や電動アシスト自転車などのレンタル自転車の導入につい て調査・研究する。また、自転車の多様化に伴う安全利用及び自転車利用のルー ル・マナーの普及・啓発についても調査・研究する。

第3章 利用しやすい自転車駐車場の整備

1 自転車駐車場整備の基本的考え方

自転車の利用には、走行空間の確保とともに、自転車の駐車スペースが欠かせない。また、駐車スペースの不足による道路上等の放置自転車の発生は、歩行者の安全を脅かし、交通環境の快適性や駅周辺の環境を悪化させるとともに、緊急車両の通行を阻害するなど、区民生活に関わる大きな社会問題を引き起こしている。

区および道路管理者等は、自転車の放置がない安全で快適な生活環境を確保するため、近距離交通手段である自転車の利便性を図るとともに、だれもが安心して利用しやすい自転車駐車場の整備を図る必要がある。

また、自転車駐車場の利用は、通勤・通学・買い物・レジャーなど、その目的により、利用時間、駐車場所、駐車時間等がそれぞれ異なる

そのため、駐車場の整備にあたっては、対象となる自転車利用の目的を十分に 把握し、計画的に整備することが重要であり、区、道路管理者、鉄道事業者、商 店会等の関係者は、それぞれ相互の連携、協力のもと駐車場の整備に努める必要 がある。

2 自転車駐車場の整備主体

自転車が区民の基本的な近距離交通手段として定着していることをふまえ、区 および道路管理者等は、自転車利用者の利便の増進を図るとともに、都市環境の 整備、道路環境の整備のため、一般の公共の用に供される自転車駐車場の整備に 努める必要がある。

鉄道駅周辺の自転車駐車場の整備について、鉄道事業者は、区および道路管理 者との連携のもと、主体的に自転車駐車場の整備に努めるものとする。

また、スーパーマーケット等、大量の自転車駐車需要が発生する施設責任者は、それぞれの責任において主体的に自転車駐車場の整備に努めるものとする。 なお、自転車駐車場の整備は、本来、民間による市場供給に馴染み、かつ公共駐車場の補完的役割を担うことから、区は、民間による自転車駐車場整備の推進を積極的に支援する。

また、区は、効率的な行財政推進の観点から、将来的に、自転車駐車場の経営を民間等に委ねていくなど、自転車駐車場の管理・運営方法についても検討を行う必要がある。

3 通勤・通学者用自転車駐車場の整備

駅周辺にある自転車駐車場の利用者は、ほとんどが通勤・通学者であり、鉄道に乗り換えることを目的とし、駅までの交通手段として自転車を利用している。

主に通勤・通学者を対象とした有料自転車駐車場は、区内各駅に 30,338 台(民営を含む)整備されている。しかし、まだ不足している駅(5駅)や整備されていない駅(3駅)がある。

区は、鉄道事業者等と相互に連携・協力し、通勤・通学者の利便性を図るため、 自転車駐車場の整備を進める必要がある。

また、鉄道事業者は、鉄道を利用する自転車利用者へのサービス向上および駅 周辺の都市環境の維持向上のため、自ら駐車場の整備を図るとともに、区の自転 車対策に積極的に協力する必要がある。

4 買い物客用自転車駐車場の整備

区民・買い物客等から、買い物客用の自転車駐車に関する意見・要望が非常に 多く寄せられている。

また、アンケートから利用される自転車駐車場は、目的の店から徒歩3分以内であれば利用するが5割弱、徒歩5分以上離れると利用は1割強、ちょっとの時間なので店の前の道路に置くが2割強との結果が出ている。

このことから、区では、既存の自転車駐車場の改修や修繕時に時間管理のできるラックを導入するなどの機械管理化を進め、買い物客用に一定時間無料提供し、買い物時の利用しやすい自転車駐車場の整備を実施していく。

また、商店会等が円滑に自転車駐車場の整備および運営が行えるよう自転車駐車場設置に対する補助内容を拡充し、商店街やスーパー等に設置を促す各種施策の促進を図る必要がある。

商店街やスーパー等は、放置自転車問題解決の協力者という立場で対応するのではなく、区と協力し放置自転車問題の解決に自ら取り組むことが必要である。

また、買い物客の利便性、商店街の活性化、コミュニティーの形成を図る観点から、空き店舗・空きスペースなどを利用して買い物客用の自転車駐車場の設置や、自転車駐車場の機械管理化や人的配置等により適正利用の促進を図ることも必要である。

5 附置義務自転車駐車場の拡充

大量の集客施設については、来客者へのサービスの向上、施設周辺の環境保全の観点からも、自ら相応の自転車駐車場が整備されることが望ましい。

現行の自転車条例における対象施設などについては、平成11年度に見直しを 行った。しかし、現行条例制定(昭和60年4月1日)以前に建築された建物に ついては、附置義務の対象となっていないため、今後、自転車駐車場整備の要請 等を行うなど、拡充を図る必要がある。

6 民営自転車駐車場整備の拡充

現在、区内における民営自転車駐車場は23箇所である。また、区が行っている民営自転車駐車場育成補助制度の利用実績が少ない現状をふまえ、補助制度の 周知徹底、補助制度の見直しを図る必要がある。

7 自転車駐車場の民営化

自転車駐車場の利用は、その目的により使用時間や駐車方法、時間など様々な 要望が寄せられて、より利用しやすい自転車駐車場が求められている。

この要望に応え、利用者負担の適正化や一層の効率的な運営及び利用者へのサービス向上に向けて区営自転車駐車場の民営化を検討する。

民営化の検討に当たっては、運営事業者の選定基準や自転車駐車場の運営手法・放置自転車対策などについて鉄道路線ごとに一つのエリアとして各々の特性を持たせた面的な視点で進めることを検討する。

8 新たな自転車駐車場整備の研究

駅周辺地域においては、自転車駐車場を整備するための用地を確保することが 非常に困難であり、新たな駐車場の整備が進まない状況にある。

そこで、既存駐車場の収容台数の増加を図るため、地下機械式自転車ラックの 導入など、駐車場の地下部を活用した自転車駐車場や、女性や高齢者にも簡単に 操作できる水平上下可動式二段ラック導入などの調査・研究を行う。

第4章 放置自転車のない安全で快適なまちづくり

1 放置自転車の撤去等

1-1 放置自転車の撤去

区は、放置禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を即時撤去している。

自転車駐車場の整備、放置防止指導及び撤去等により、通勤・通学者による駅前における放置自転車は激減したが、買い物客を中心に未だ1日平均2,620台の放置台数が見られる。

区は、今後さらに自転車の利用に関するルールの周知を図り、放置のないまちづくりを進めるために、放置自転車の効果的な撤去活動に努める。

駅周辺の放置自転車対策として、放置自転車の街頭指導・撤去・返還を一体とした管理委託を実施し撤去の効率化を図る。また、休日撤去日の拡大等による撤去活動の幅を広げていく。

また、区は、道路管理者である国・都及び警察と相互に協力し、放置自転車の 排除に努めるものとする。

さらに、放置を未然に防ぐため啓発及び案内看板・路面ステッカー等による表示を効果的に実施する。

1-2 撤去した自転車に対する措置

撤去した自転車については、撤去した翌日から 30 日間保管するとともに、警察照会等により当該自転車の所有者等の確認を行い、撤去、保管等に要した費用の一部を徴収のうえ所有者等に対して返還している。

なお、所有者が明らかでない自転車及び引き取り手のない自転車については区で処分及び、平成 19 年度から海外への売却を行っている。今後は、海外への売却による再利用を一層推進していく。また、再生可能な自転車については、引き続きリサイクル等の措置を講ずるものとする。

2 買物客の放置自転車対策

区は、自転車駐車場の機械管理化を進め、買い物客用に一定時間無料提供や、 自転車置場が整備された地域で、短時間での放置自転車撤去を実施する重点地区 を設定するなど、買い物客の放置自転車対策を実施していく。

3 集積所等の見直し

現在、集積所ごとに撤去対象駅を決めて撤去、運搬、保管、返還を一体管理 しているが、収容台数などの関係から集積所により撤去駅範囲や保管台数に差 が大きいなど課題が集積している。

そこで、放置自転車の計画的撤去や集積所の効率的運営を行うため撤去や集積所の運営方法等の見直しを行う。

第5章 自転車走行環境の整備

これまで、道路整備は自動車中心に進められてきた。今後は自転車を交通体系の中で重要な交通手段の一つとして位置づけた上で、歩行者や自転車の通行を重視した自転車配慮型道路、人優先の安全で快適な道づくりとして進めていく必要がある。

特に、近年自転車の関連する交通事故が増加傾向にある。このことから、歩行者・自転車・自動車の3者が調和し、安心して安全に通行できる道路空間とするため、歩行者の安全確保を前提としつつ自転車走行空間の確保等による自転車の交通安全対策が重要である。それにより道路空間全体の安全性が高まり、事故全体の削減に寄与する。

1 走行空間の原則分離の推進

歩行者や自転車のための道路空間を構築するためには、歩行者・自転車・自動車の交通量等の実態・将来像を踏まえ、それに応じて通行空間を適切に分離する必要がある。

また、自転車の走行空間の再配分については、植栽帯、中央分離帯、車道(車線数)等のあり方について検討することも必要である。

1-1 自転車道の整備

自転車の安全かつ円滑な走行を確保するためには、歩行者、自動車等と空間的に分離された自転車の走行空間を確保することが望ましい。従って、歩行者・自転車・自動車の走行空間を構造的に分離する必要のある箇所はもとより、それが望まれる箇所においても、道路の新設、道路の改築や道路空間の再配分により、自転車道の整備を積極的に推進すべきである。

1-2 自転車レーン等による車道走行の円滑化

自転車道が設置されていない道路においては、道路状況・交通状況に応じ、自転車を空間的に分離するため、車道に自転車レーン等を設置することは、自転車の車道走行を円滑にする手法として有効である。この場合には、自転車レーンの整備や路肩のカラー化による走行空間の明示にあわせて、他の方法と同様、自転車利用者への通行ルール・マナーの啓発を行うなど、自転車が安心して安全に車道走行ができるような効果がある施策を推進するべきである。その際、違法駐車を抑制するための取り組みと一体的に実施することが効果的である。

*平成20年に実施した、「中杉通り自転車道社会実験」のアンケート結果では、 自転車走行空間の整備への要望は、「実施すべき」が6割、「改善して実施」を 含めると9割に達した。(回答者545名)また、整備方法として、約6割の 人が「自転車道の設置」、約4割の人が車道上に自転車レーン (25.4%)、歩道 上で自転車と歩行者を分離 (12.5%)などの整備方法を回答している。

<参考>「実施すべきではない」と回答した人の主な理由

- ・自転車道の整備よりも、交通ルール、マナーを改善すべき
- ・自転車道になると、自転車がスピードを出しすぎて、より危険になる
- ・バス停での乗降が危険になる
- パーキングメーターがなくなると、駐停車ができなくて困る
- ・車線減少やバスの停車により、渋滞が発生し、車道の安全性が低下する

1-3 自転車歩行者専用道における歩行者・自転車の分離

幅が広い自転車歩行者専用道においては、歩行者・自転車の交通量に応じて自 転車通行部分の指定を行い、標識等の設置方法・内容を工夫することにも配慮し て、歩行者・自転車の空間的な分離を図るべきである。

1-4 地域の取り組み

道路空間が狭く歩行者・自転車のための十分な通行空間を整備する空間を確保することが困難な場合がある。そのような場所では、地元住民や利用者の意見を踏まえながら、自動車の一方通行規制と併せた車道上での自転車走行空間の確保、無電柱化、植栽帯の縮小、民地の活用など自転車走行空間を確保する工夫が必要である。

自転車と自動車とが混在する空間においては、自動車運転者への注意喚起による危険予防・回避の措置、案内板の設置による迂回路の情報提供、自転車を降りて押すことの推進等道路空間の譲り合い利用について地元と連携したマナーの向上活動を行うなど地域・地域の工夫による取り組みにより自転車利用環境の向上を図ることが大切である。

なお、これらに併せて、誰にでもわかりやすく自転車走行空間であることを認識できるよう、自転車走行空間の着色や適切な標識・表示の設置等の工夫を行うことも重要である。

その際には、自転車利用者が見やすいように路面に自転車道であることを表示 する等、自転車利用者の視点に立った工夫を検討することが必要である。

第6章 自転車の安全利用の推進

1 自転車利用のルール・マナーの向上に向けて

自転車はその利用にあたって、自動車と異なり、免許取得のための講習課程などもなく、走行に関する基本的な法令や規制について学習や経験する機会が十分とはいえない状況にある。

近年、自転車の交通事故が増加している現状を踏まえ、歩行者や自動車に対する危険行為を防止し、また自転車利用者自らの安全性を確保するため、自転車利用に関する交通規制等をはじめとする自転車利用のルール・マナーの向上が必要である。

区・所轄警察署・道路管理者・学校などの関係機関は相互に連携を図り、地域 社会が参加する区民総ぐるみによる自転車利用のルール・マナーの向上が図られ るよう必要な施策を進める。

1-1 各種交通安全活動の充実

「春・秋の交通安全運動」「杉並区交通安全日」「交通安全キャンペーン」を中心として各種の交通安全活動において、一人でも多くの区民に自転車利用のルールが理解され実践できるよう、あらゆる機会を活用し啓発活動に努める。

また、歩行者に対しても、自転車道にむやみに飛び出さない、歩行者優先が原 則であるものの自転車歩行者道では自転車の通行にも一定の配慮をする等、歩行 者が守るべきルール・マナーについて周知を図ることが必要である。

1-2 街頭などでの指導、取締り強化

自転車利用者のほとんどが、自転車が道路交通法の「軽車両」に該当し、自転車の走行にあたっては種々の規制や罰則規定があることを認識していない状況にある。自動車、自動二輪車などと同様、自転車の道路走行についても法令に基づいた警察による指導・取締りが必要である。

また、交通安全推進運動とあわせ街頭における自転車の安全利用を呼びかける。

1-3 学校教育における児童・生徒への交通安全教育

義務教育期間において、歩行者の安全等をはじめとする自転車利用のルールを 学習する機会を提供する交通安全教育が必要である。

児童に対しては、自転車の点検整備、自転車の正しい乗り方、交差点の通行の 仕方、歩行者及び他の車両に対する注意等の基本的な事項について指導すること により、基本的なルールを習得し、安全に自転車を利用して道路を通行すること ができるようにする。 中学生・高校生に対しては、自転車の正しい乗り方、点検整備が確実に実践できるようにし、道路における危険を予測し、これを回避して安全に走行することができるように指導する。

これにより、自転車を安全に利用することの必要性を自覚させ、正しい乗り方を確実に実践することができるようにする。

また、改正法の施行により小学生と中学・高校生の自転車での歩道通行の要件 等が異なることとなり、小学生については自転車乗用時のヘルメット着用の努力 義務規定が設けられた。

自転車安全教育を行うにあたり、区はこれまで以上に学校・教育委員会・交通 管理者・道路管理者との協力関係を強化し、小学生等を中心に、自転車の運転に 関する知識及び技能について指導する自転車教室等を推進する。

また、中学生以上については、具体的な自転車事故の事例やその要因、交通事故を起こした場合の自転車運転者の責任、自転車の交通違反に対する制裁の内容等について教え、ルール違反により、どのような危険が生じるかを体感させるなど、教育内容の充実・工夫に努めることが重要である。

1-4 高齢者への交通安全教室

機能性の充実・軽量化などにより自転車は多くの高齢者にとっても日常的な「足」として利用されている。

高齢社会の到来、また近年における高齢者の交通事故の増加をふまえ、高齢者に対し交通安全教育の充実を図ることにより、加齢に伴い自転車での走行が不安定になるなど、身体機能の変化が自転車に及ぼす影響を理解させる。

また、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、自転車の正しい 乗り方を指導し、安全に走行することができるようにする。

1-5 **TS** マーク制度への加入

TSマーク制度とは、自転車安全整備士が自転車を点検・整備し、道交法に規定する安全な自転車であることを確認したとき、その証として自転車に TS マークを貼付し、その際に、自転車の交通ルールや正しい乗り方を指導することによって、自転車の安全利用と自転車事故の防止を図り、併せて自転車事故被害者の救済にも資する制度である。この TS マークには、傷害保険および賠償責任保険がセットになった 1 年満期の保険が付帯している。

自転車がひきおこす交通事故が大きな社会問題になっている中、事故を起こさないよう自転車の整備を行うとともに万一の事故に備え、TS マーク制度への加入を推進する。

2 自転車利用者の責務

自転車利用者に対して「自転車法」の第 12 条で、自転車を利用する者は、道 路交通法その他の法令を順守し、自転車の安全利用に努め、自転車駐車場以外の 場所に自転車を放置することのないように努めなければならない。

また、利用する自転車について、都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯 登録を受けなければならないと定められている。

さらに、「道路交通法」では、自転車は第2条による軽車両であるので法の対象になり、第44条及び第45条で、停車及び駐車を禁止する場所、第76条3項で、交通の妨害となるような方法でみだりに道路においてはならないとあり、違反をすれば3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が科せられる。

自転車利用者は、自転車の持つ社会的責任を自覚し、利用者の責務が課せられていることを理解のうえ、安全でルールを守り運転しなければならない。

第7章 原動機付自転車等の駐車対策に関する措置

1 原動機付自転車の取扱い

1-1 原動機付自転車の放置等の状況

駅周辺における一日あたりの原動機付自転車(以下「バイク」という)の放置 台数は、平成19年度平均で512台であり、自転車乗入台数30,334台の2%に 満たない数値となっている。区の地形が平坦で、区内各駅の駅勢圏が比較的狭い ことなどから、鉄道駅へのアクセス手段としてのバイク利用は比較的少ない。

また、放置バイクの取締りについては、本来、道路交通法の対象とされている ことなどから、現在、区の自転車条例においては撤去に関する規定は設けていな い。

表:駅周辺のバイク・自転車乗入(放置) 台数

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
)	バイク放置台数	862	803	725	561	546	512
自	置場内駐車台数	20, 895	22, 598	23, 707	24, 501	26, 165	27, 714
転	放置台数	8, 454	7, 056	5, 982	3, 905	2,909	2, 620
車	乗入台数	29, 349	29, 654	29, 689	28, 406	29, 074	30, 334

1-2 放置バイクの取扱い

バイクは、自転車にかわる交通手段として、若者を中心に普及している現状にある。駅周辺における放置台数が自転車と比べ比較的少ないものであっても、バイクの放置は駅周辺の交通や歩行の障害となっており、バイクの駐車等の問題については、何らかの方策が必要な課題となっている。

現在、民営を含め 286 台バイク (自動二輪(50cc 超)含む) の駐車場が整備されているが、今後も民営駐車場の育成補助による整備促進を図るなど総合的に検討を進めるものとする。

また、バイクの撤去等については、道路交通法に基づく自動二輪車や自動車の 違法駐車の取り締まり、撤去等に関する課題を整理するなかで、関係機関と連携 を図りながら、総合的に検討する。

当面は、駅周辺におけるバイクの違法駐車については交通管理者の取締りに委ねるものとする。

1-3 民営バイク駐車場育成補助

区は、駅周辺等において民営バイク駐車場を設置し、運営を行うものに対して、その経費の一部を補助する制度として、平成18年4月1日に「民営バイク駐車場育成補助金交付要綱」を創設している。

また、これまでにこの制度を活用し設置した民営バイク駐車場(平成 20 年 3 月末現在)は、2 件あり、収容台数は4 9 台である。

なお、補助制度の概要は、以下のとおりである。

① 補助金交付要件

- (a) バイク駐車場の設置場所が鉄道駅からおおむね 200 メートル以内の地域、東京都が推進する地域又は区が推進する違法駐車解消重点地域等にあること。
- (b) 構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、かつ、バイク の駐車が有効に行えるものであること。
- (c) 収容能力がおおむね 10 台以上であり、半数以上が時間貸し駐車に 充てること。
- (d) 当該バイク駐車場が継続して5年以上運営されること。
- (e) 当該バイク駐車場の設置者は、鉄道事業者及び財団法人を除く。

② 補助金額

(a) 建設費補助(1.000円未満は切り捨て)

当該バイク駐車場の建設に要した経費で、1 バイク駐車場当り 30 台を限度として、1 台当たり 75,000 円を補助限度とする。また、当該補助金は、予算の範囲内で行うものとする。

2 自動二輪の取扱い

自転車法では、バイクの駐車や撤去対策は、自転車と同様に条例に規定できる としているが、自動二輪車は適用外であり、駐車場の利用、撤去等の現実的な対 応において、自動二輪車は対象にならない。

当面は、駅周辺における自動二輪車の違法駐車については交通管理者の取締りに委ねるものとする

区は、民間の既存の自動二輪駐車場の利用促進のPRや民営駐車場の育成補助による整備促進を図ることとする。

区と警察は、公道上に長期間放置されている自動二輪については、積極的に撤去することとする。

第8章 事業者が講ずる措置

1 鉄道事業者としての対応

1-1 鉄道事業者の基本的姿勢

鉄道事業者は、放置自転車問題に関して、協力者という受動的な立場で対応するだけでなく、区および道路管理者との連携を密にし、放置自転車問題の解決に向け、積極的に取り組むことが必要である。

これまで、鉄道事業者は、区内駅において自ら自転車駐車場整備に取り組んできたが、今後も、駅周辺における自転車等の利用が増大している実状(自転車利用者の大半が鉄道利用者である)を十分に認識し、当該地域における自転車等駐車場の整備および放置防止に関する様々な施策が円滑に行われるよう、自ら主体的に取り組むとともに、区および道路管理者との協力体制の強化に努めるものとする。

1-2 鉄道事業者の責務

鉄道事業者には、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(改正自転車法)第五条 2 項で、自転車等駐車場の設置に関して積極的に協力する責務が課されている。

そこで、鉄道事業者4社と、以下について確認した。

- (1) 鉄道を利用する自転車等利用者の利便向上、駅周辺の交通や都市環境の改善のため、自ら主体的に自転車等駐車場の整備促進に取り組むこと。
- (2) 駅周辺の放置自転車の防止、啓発活動など、ソフト面における様々な放置防止運動についても積極的に取り組むこと。
- (3) 区および道路管理者から協力要請があった場合には、駅周辺における高架下・駅前広場・法面など、自転車等駐車場として利用可能な用地の提供等に努めること。
- (4) この計画に基づき、鉄道事業者は、区と連携を密にし、各駅の特殊性を 考慮しながら、その協力内容について個別、具体的に協議し、自転車等駐 車場の整備を進めること。

2 大型店舗等事業者としての対応

2-1 大型店舗等事業者の基本的姿勢

区内にある大型店舗等(自転車等の大量需要を生じさせる施設)の多くは、 杉並区自転車条例施行(昭和60年4月)以前に建築されており、自転車駐車場の附置義務が課せられていない非該当施設となっている。

そのため、このような非該当施設では、施設利用者用の駐車スペースが確保されていないため、利用者の自転車等の駐車が顕著化しており、放置自転

車問題に発展している。

そこで、大型店舗等事業者は、現状、非該当施設となっていても、本来ならば施設利用者の自転車等駐車場を設置すべき施設であることから、利用者の利便向上、歩行者等の安全確保、周辺環境の配慮など、放置自転車問題解決に向け、自転車等駐車場を設置あるいは確保するよう、自ら積極的に取り組む必要がある。

2-2 大型店舗等事業者の責務

区では、一定規模以上の店舗等の新築、増築および用途変更などを行う場合、杉並区の自転車条例に基づき、自転車駐車場の設置を義務付けている。 そのため、大型店舗事業者は、新築等工事を行う際に、区へ自転車駐車場設置届出書等、必要書類を提出するとともに、利用者が安全に利用できるよう、また、有効に利用されるように、一定水準以上の自転車駐車場を整備しなければならない。

なお、自転車駐車場の設置台数については、条例に基づき算出した台数以上の設置に努めるとともに、当該施設が存続する限り、設置台数の確保および適正な管理を行わなければならない。

第9章 施策の推進にあたって

1 関係機関との連携強化

増大する自転車利用に伴う、走行や駐車、また交通安全などの様々な問題に対応するためには、安全で快適な道路・駐車場の整備、自転車利用者の交通安全意識の普及啓発、効果的な自転車利用の教育・指導など様々な行政分野および関係機関にわたる諸施策の推進が必要である。

これらの施策を効果的に推進し、実効性あるものにするためには、行政や関係機関との相互の緊密な連携を図り、協力体制を確立しておくことが重要である。 そのため、杉並区自転車駐車対策協議会、杉並区交通安全協議会、地域の自転車対策協議会などを中心に協議検討を進めるとともに、情報の提供、連絡調整を

強化し相互の連携を緊密にして諸施策の推進を図る。

2 区民一人ひとりの責務

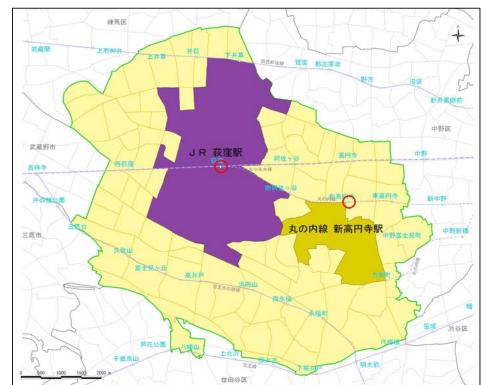
自動車の使用を控え、自転車の利用を促進する。同時に、歩くことで済む場合には自転車利用を控えることも必要である。

また、自転車の安全走行や自転車を放置しないという、自転車利用のルール・マナーの向上及び実践のためには、自転車利用の担い手である区民の理解と協力に期待することが益々大きくなっている。

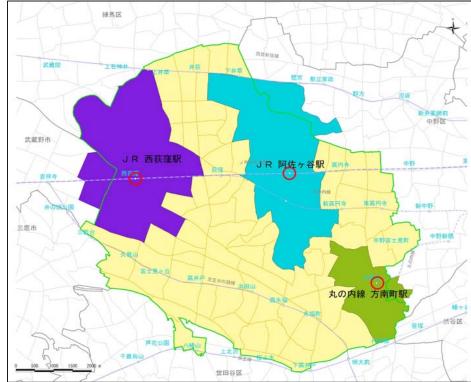
このため、区民活動を積極的に支援していくとともに、自転車の安全利用の機運の醸成や意識の高揚を図るため、自転車利用のルール・マナーの向上の啓発活動の拡充や、地域の放置防止協力員制度の充実など区民一人ひとりの活力を結集する諸施策を進める。

駅勢図

(1)荻窪駅・新高円寺駅



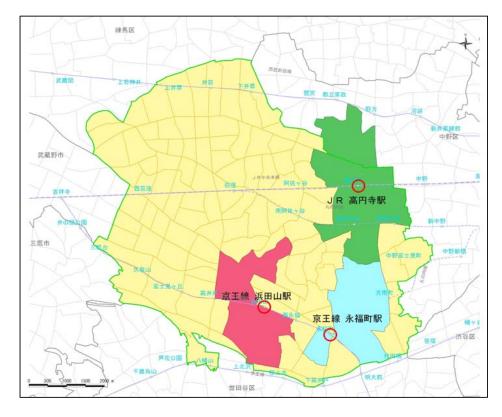
(3)阿佐ヶ谷・西荻窪駅・方南町駅



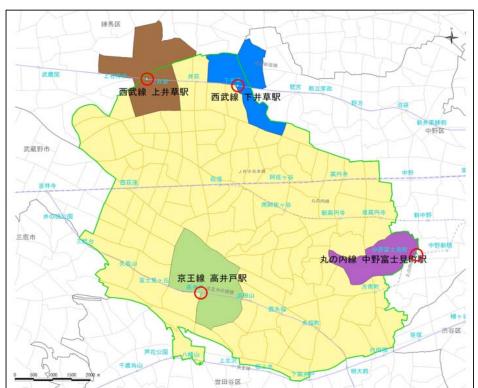
(5)東高円寺・南阿佐ヶ谷・桜上水・久我山・井草駅

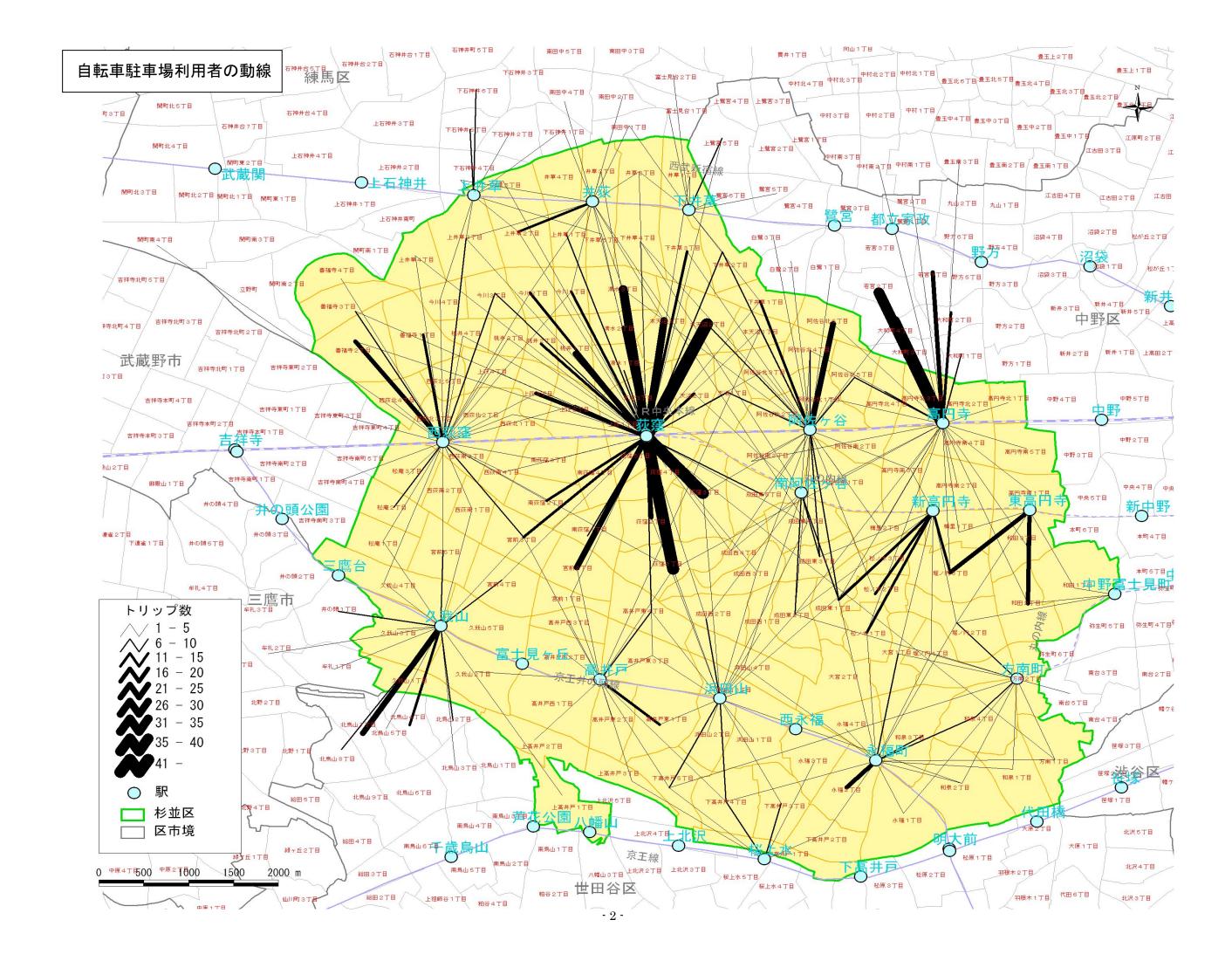


(2)高円寺駅・永福町・浜田山駅



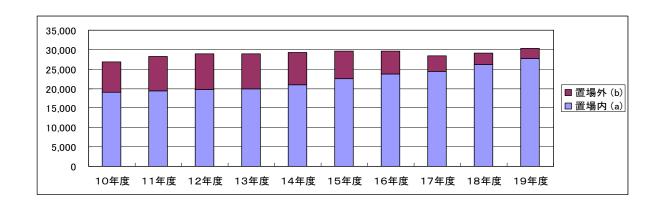
(4)中野富士見町·高井戸·下井草·上井草駅





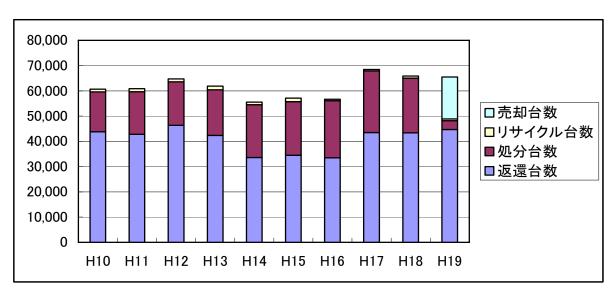
区内駅周辺の自転車乗入台数・置場内台数・放置自転車の推移

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
置場内(a)	19,120	19,328	19,685	19,999	20,895	22,598	23,707	24,501	26,165	27,714
置場外(b)	7,679	8,912	9,189	9,023	8,454	7,056	5,982	3,905	2,909	2,620
計(乗入台数)(c)	26,799	28,240	28,874	29,022	29,349	29,654	29,689	28,406	29,074	30,334
放置率(b)÷(c)	28.7%	31.6%	31.8%	31.1%	28.8%	23.8%	20.1%	13.7%	10.0%	8.6%



放置自転車の撤去・返還・処分等の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
撤去台数	60,683	60,832	64,716	61,871	55,545	57,115	56,671	68,041	65,849	65,511
返還台数	43,819	42,813	46,365	42,338	33,589	34.491	33,451	43,456	43,360	44,708
処分台数	15,791	16,822	17,233	18,105	20,911	21,243	22,640	24,456	21,687	3,449
リサイクル台数	1,073	1,197	1,118	1,428	1,0911	1,381	580	534	802	695
売却台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,659



各駅の一日平均乗車人員に対する自転車の乗入台数の割合

(平成19年度)

		※乗車人員	乗入台数	乗入台数/乗車人員
	駅 名	(人/目)	(台)	(%)
	下井草	11,869	464	3.9%
西武線	井 荻	10,050	856	8.5%
	上井草	10,578	554	5.2%
	高 円 寺	49,536	3,511	7.1%
JR 中央線	阿佐ヶ谷	42,255	3,513	8.3%
	西 荻 窪	41,204	2,997	7.3%
	荻 窪	120,973	7,432	6.1%
	東高円寺	15,543	827	5.3%
地下鉄	新高円寺	16,250	943	5.8%
丸ノ内線	南阿佐ヶ谷	10,540	885	8.4%
	方 南 町	15,724	495	3.1%
	永 福 町	15,023	1,055	7.0%
	西 永 福	9,258	717	7.7%
京王 井の頭	浜 田 山	14,302	928	6.5%
線	高井戸	20,701	1,055	5.1%
	富士見ヶ丘	6,962	485	7.0%
	久 我 山	18,842	1,761	9.3%
京王線	八幡山	20,104	319	1.6%

※ただし、西武線、地下鉄丸ノ内線は乗車人員を調査していないため、 乗降人員を1/2にした数値である。

自転車駐車場等整備現況一覧

平成20年4月1日現在

	駅 名	名 称	設 置 個 所	所 在 地	開設年月日	有料開設日	面積(m²)	駐車可能 台数
	下井草	下井草南自転車駐車場	区有地	下井草2-36-16	61.10. 1	10. 4. 1	506	305
	下井草	下井草北第一自転車駐車場	都有地	井草1-10-17	10. 4. 1	10. 4. 1	375	292
	下井草	下井草北第二自転車駐車場	区有地	井草1-2-4	62. 4. 1	10. 4. 1	169	120
西		小 計					1,050	717
武	井 荻	井荻南地下自転車駐車場	区道(都道と重複認定)	上井草1-24-16	10. 4. 1	10. 4. 1	1,125	710
	井 荻	井荻北地下自転車駐車場	区道(都道と重複認定)	井草3-3-10	10. 4. 1	10. 4. 1	545	350
線		小計					1,670	1,060
	上井草	上井草西駐車指定箇所	区道	上井草3-35	51.12.27		158	253
	上井草	上井草北自転車駐車場	区有地	井草5-6-1	2. 1. 4	7. 4. 1	697	699
		小 計					855	952
	高円寺	高円寺北自転車駐車場	区有地	高円寺北3-20-23	3. 4. 1	16. 4. 1	1,997	2,500
	高円寺	高円寺東高架下自転車駐車場	高架下(JR)	高円寺南4-50-2	14.12. 1	16. 4. 1	593	465
		小 計					2,590	2,965
	阿佐ヶ谷	阿佐ヶ谷東自転車駐車場	高架下(JR)·区道	阿佐谷南2-41-1	9. 3. 1	9. 4. 1	1,862	1,840
	阿佐ヶ谷	阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場	高架下(JR)	阿佐谷南3-58-1	56.12. 1	9. 4. 1	668	634
		小 計					2,530	2,474
	荻窪北口	荻窪東地下自転車駐車場	民有地、道路敷、水路敷	上荻1-2-1	5. 7. 1	6. 4. 1	706	510
J	荻窪北口	荻窪北第一自転車駐車場	民有地	天沼3-3-19	6. 4. 1	6. 4. 1	1,054	936
R	荻窪北口	荻窪北第二自転車駐車場	民有地	天沼3-2-13	13. 4. 1	13. 4. 1	437	352
中	荻窪北口	荻窪北第三自転車駐車場	区有地	天沼3-30-40	17. 1. 4	17. 1. 4	813	660
央	荻窪北口	荻窪西第一自転車駐車場	民有地	上荻1-20-3	9. 4. 1	9. 4. 1	1,089	1,240
線	荻窪北口	荻窪西第二自転車駐車場	区有地	上荻1-21-25	16.9.1	16.9.1	279	284
		小 計					4,378	3,982
	荻窪南口	荻窪南第一自転車駐車場	区有地	荻窪4-21-16	7. 4. 1	7. 4. 1	2,139	2,693
	荻窪南口	荻窪南第二自転車駐車場	区有地	荻窪5-15-13	16. 3. 1	7. 4. 1	918	1,150
		小計					3,057	3,843
	西荻窪	西荻窪東自転車駐車場	高架下(JR)	西荻南3-23-12	52. 6.13	7. 4. 1	989	930
	西荻窪	西荻窪西自転車駐車場	高架下(JR)	松庵3-41-1	50.10. 1	7. 4. 1	1,718	1,363
		小計					2,707	2,293
	東高円寺	東高円寺自転車駐車場	区有地	和田3-55-40	60. 9. 1	11. 4. 1	568	650
		小 計					568	650
	新高円寺	新高円寺地下自転車駐車場	区道(都道と重複認定)	梅里1-7-20	7. 5.29	7. 5.29	2,360	1,500
+1		小計					2,360	1,500
丸	南阿佐ヶ谷	南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	区有地	成田東4-37-6	10. 7. 1	10. 7. 1	266	278
1	南阿佐ヶ谷	南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	区有地	阿佐谷南1-15-19	1. 4. 1	10. 7. 1	110	110
内		小計					376	388
線	方南町	方南町東自転車駐車場	民有地	方南2-20-2	4. 3.16	6. 4. 1	258	204
	方南町	方南町西自転車駐車場	民有地	和泉4-51-7	5. 4. 1	6. 4. 1	572	475
		小 計					830	679
	中野富士見町	中野富士見町自転車駐車場	民有地	和田1-1-9	17.11.1	17.11.1	230	235
		小計					230	235

	駅 名	名 称	設 置 個 所	所 在 地	開設年月日	有料開設日	面積(㎡)	駐車可能 台数
	永福町	永福町南自転車駐車場	民有地	永福2-53-14	10. 8. 1	10. 8. 1	199	130
	永福町	永福町北第一自転車駐車場	区有地	永福4-7-8	6.11. 1	7. 4. 1	326	300
	永福町	永福町北第二自転車駐車場	民有地	和泉3-12-15	6.11. 1	7. 4. 1	321	270
	永福町	永福町北第三自転車駐車場	民有地	和泉3-7-3	6.11. 1	7. 4. 1	444	315
		小 計					1,290	1,015
	西永福	西永福駐車指定箇所	区道	永福3-34・37	50.10.28		304	541
	西永福	西永福南自転車置場	区有地	永福3-38-10	54. 2.24		162	161
		小 計					466	702
	浜田山	浜田山南自転車駐車場	民有地	浜田山2-22-12	14.4. 1	14.4. 1	465	381
井	浜田山	浜田山北第一自転車駐車場	区有地	浜田山3-24-13	62. 9.12	8. 4. 1	224	240
o	浜田山	浜田山北第二自転車駐車場	民有地	浜田山3-27-21	7. 8. 1	8. 4. 1	719	600
		小 計					1,408	1,221
頭	高井戸	高井戸東自転車駐車場	高架下(京王)	高井戸東2-30-25	60. 4. 1	19.4.1	413	375
線	高井戸	高井戸北自転車駐車場	国有地•区有地	高井戸西2-2-1	19. 7. 1	19.7.1	658	500
		小 計					1,071	875
	富士見ヶ丘	富士見ヶ丘南駐車指定箇所	区道(歩専)	高井戸西1-32	56. 3.16		177	350
	富士見ヶ丘	富士見ヶ丘北駐車指定箇所	民有地(京王)・区有地	久我山5-1-24	20. 4. 1		626	284
		小 計					803	634
	久 我 山	久我山西自転車駐車場	区有地	久我山3-35-29	50.12. 1	8. 4. 1	1,243	1,385
	久 我 山	久我山南自転車駐車場	区有地	久我山3-25-6	8. 4. 1	8. 4. 1	476	353
	久 我 山	久我山北自転車駐車場	区有地	久我山5-38-10	4.11. 2	8. 4. 1	436	340
		小 計					2,155	2,078
	上北沢	甲州街道自転車置場	国道(首都高下)	下高井戸4-8	10.12. 3		255	200
京		小 計					255	200
王.	桜上水	桜上水北自転車駐車場	区有地	下高井戸1-24-15	8. 2.14	8. 4. 1	495	442
		小 計					495	442
線	明大前	明大前北駐車指定箇所	都有地	永福1-1	9. 4. 1		236	310
		小 計					236	310
		合 計			47 個所	40 個所	31,380	29,215

昭和五十九年九月二十九日 条例第四十六号

改正 平成 五年 九月三〇日条例第三一号 平成 七年 三月一四日条例第一一号 平成一一年 三月一二日条例第一四号 平成一三年一二月 三日条例第五六号

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 自転車の放置禁止(第十条-第十五条)

第三章 自転車置場等の利用 (第十六条-第十九条)

第四章 自転車駐車場の附置義務(第二十条—第二十九条)

第五章 民営自転車駐車場の育成 (第三十条)

第六章 杉並区自転車等駐車対策協議会 (第三十条の二一第三十条の七)

第七章 雑則 (第三十一条—第三十四条)

第八章 罰則 (第三十五条・第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関し 必要な事項を定めることにより、交通の安全及び円滑並びに災害時の防災活動の確保を図り、もつ て区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所をいう。
 - 二 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転 車をいう。
 - 三 放置 自転車の利用者が当該自転車から離れ、直ちに移動させることができない状態をいう。 (区長の責務)
- 第三条 区長は、第一条の目的を達成するため、自転車駐車場の設置を推進するとともに、必要な施 策の実施に努めなければならない。

(区民の責務)

- 第四条 区民は、自転車の放置防止について、区長の実施する施策に協力しなければならない。 (自転車利用者等の責務)
- 第五条 自転車を利用する者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、公共の場所において、自 転車を放置することのないように努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。 2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に住所及び氏名を明記するように努めなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第六条 鉄道事業者は、鉄道利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者又は管理者の責務)

第七条 公共施設、商業施設及び娯楽施設等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は 管理者は、その施設の利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長の実施す る施策に協力しなければならない。

(自転車の小売を業とする者の責務)

第八条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、購入者に対し、当該自転車に住 所及び氏名又は名称を明記すること並びに防犯登録を受けることの勧奨に努めるとともに、区長の 実施する施策に協力しなければならない。

(自転車利用の自粛)

第九条 駅周辺の居住者等は、通勤又は通学等のために、当該駅への交通の手段として、自転車を利 用することを自粛するように努めなければならない。

第二章 自転車の放置禁止

(放置禁止区域の指定等)

- 第十条 区長は、第一条の目的を達成するために、自転車駐車施設の整備が進められている地域で、 放置された自転車が、大量に集積され、又は大量の集積を引き起こすおそれのある公共の場所について、特に必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域(以下「禁止区域」という。)と して、指定することができる。
- 2 区長は、前項の禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。 (自転車の放置禁止)
- 第十一条 自転車の利用者等は、禁止区域内に自転車を放置してはならない。
 - (禁止区域内の放置自転車に対する措置)
- 第十二条 区長は、前条の規定に違反して、禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

(禁止区域外の放置自転車に対する措置)

- 第十三条 禁止区域外の公共の場所において、自転車が放置されており、区民の良好な生活環境が阻害されている場合、区長は、自転車の利用者等に対し、放置することのないよう指導するものとする。
- 2 前項の措置を講じても、なお、自転車が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車を撤去することができる。

(撤去した自転車に対する措置)

- 第十四条 区長は、第十二条又は前条第二項の規定により自転車を撤去したときは、現場において撤去した旨を公示し、当該自転車を一定の期間保管するとともに当該自転車の利用者等の確認に努め、利用者等が確認できた自転車については、その利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。
- 2 区長は、前項の措置を講じた後、引取りのない自転車及び利用者等が明らかでない自転車については、区において処分する旨の告示をした後、当該自転車の処分をすることができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、区長は、撤去した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められるときは、直ちに、当該自転車を処分することができる。

(費用の徴収)

第十五条 区長は、第十二条又は第十三条第二項の規定により、自転車を撤去したときは、撤去、保管等に要した費用として当該自転車の利用者等から、一台につき三千円を徴収することができる。

第三章 自転車置場等の利用

(利用登録)

- 第十六条 区が設置する自転車駐車施設のうち、規則で定める自転車置場及び区長が指定する暫定的 な駐車指定箇所(以下「自転車置場等」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところ により利用登録を受けなければならない。
- 2 前項の利用登録を受けることができる者及びその利用登録の有効期間は、規則で定める。
- 3 区長は、自転車置場等の効果的な利用調整を図るため、必要がある場合は、利用登録を制限する ことができる。

(登録手数料)

- 第十七条 前条の利用登録を受けようとする者は、一台につき登録手数料四千円を納付しなければな らない。
- 2 区長は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより登録手数料を減額し、又 は免除することができる。
- 3 既納の登録手数料は、還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部 又は一部を還付することができる。

(利用登録の取消し)

- 第十八条 区長は、第十六条第一項の利用登録を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その利用登録を取り消すことができる。
 - 一 偽りその他不正な手段により利用登録を受けたとき。
 - 二 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - 三 前二号に定めるもののほか区長の指示に従わないとき。

(利用の休止)

第十九条 区長は、自転車置場等の整備その他必要があるときは、自転車置場等の利用を休止することができる。

第四章 自転車駐車場の附置義務

(区域の指定)

第二十条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号。以下「自転車法」という。)第五条第四項の規定に基づき条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、杉並区内の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する地域のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除いた地域とする。

(施設の新築の場合の自転車駐車場の設置)

第二十一条 指定区域内において、次の表中(イ)欄の用途に供する施設で(ロ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ハ)欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね五十メートル以内である場所に設置しなければならない。

(1)	(口)	(ハ)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケ	店舗面積が三〇〇平方メ	店舗面積一五平方メートルごとに一台(一
ットその他の小売店及	ートルを超えるもの	台に満たない端数は切り捨てる。)
び飲食店		
銀行	店舗面積が四〇〇平方メ	店舗面積二〇平方メートルごとに一台(一
	ートルを超えるもの	台に満たない端数は切り捨てる。)
遊技場	店舗面積が二〇〇平方メ	店舗面積一〇平方メートルごとに一台(一
	ートルを超えるもの	台に満たない端数は切り捨てる。)
スポーツ施設	運動場面積が五〇〇平方	運動場面積二五平方メートルごとに一台
	メートルを超えるもの	(一台に満たない端数は切り捨てる。)
学習施設	教室面積が三○○平方メ	教室面積一五平方メートルごとに一台(一
	ートルを超えるもの	台に満たない端数は切り捨てる。)

2 前項の表中施設の用途の範囲並びに店舗面積、運動場面積及び教室面積(以下「店舗等面積」という。)の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第二十二条 前条第一項の表中(イ)欄の二以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。) の新築については、当該用途ごとに同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が二十 台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車駐車場の規模)

- 第二十三条 店舗等面積が五千平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第二十一条の規定にかかわらず、店舗等面積が五千平方メートルまでの部分について第二十一条第一項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模に、店舗等面積が五千平方メートルを超える部分について同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模に二分の一を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模とする。
- 2 混合用途施設で各用途の店舗等面積の合計(以下本項において「合計面積」という。)が五千平

方メートルを超えるものの新築をする場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が五千平方メートルまでの部分における各用途の店舗等面積が五千平方メートルに占める割合と、合計面積が五千平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗等面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもつて、同条の自転車駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)

- 第二十四条 指定区域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定地域が定められる前に建築された部分を除く。)をすべて新築したとみなして前三条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。
 - 一 第二十一条第一項の表中(イ)欄の用途に供する施設についての同表中(ロ)欄の規模となる増築 又は当該施設で当該規模のものについての増築
 - 二 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築 したとみなして用途ごとに第二十一条第一項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の 合計が二十台以上である場合に係るもの

(施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模)

- 第二十四条の二 指定区域内において、施設の用途を変更する場合で建築基準法(昭和二十五年法律 第二百一号)第八十七条第一項の規定により、建築確認が必要なものについて、次の各号に掲げる 用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地につい て指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に当該施設の用途 の変更がされていない部分を除く。)をすべて新築したとみなして第二十一条から第二十三条まで の規定により算定した自転車駐車場の規模(以下本項において「用途変更後の規模」という。)か ら、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模(以下本項において「既存の規模」と いう。)を控除した規模に二分の一を乗じて得た規模(一台に満たない端数は切り捨てる。)の自 転車駐車場を設置しなければならない。ただし、既存の規模が用途変更後の規模を上回る場合は、 用途変更後の規模をもつて、当該施設の自転車駐車場の規模とする。
 - 一 第二十一条第一項の表中(イ)欄の用途に供する施設についての同表中(ロ)欄の規模となる用途 の変更又は当該施設で当該規模のものについての用途の変更
 - 二 混合用途施設となる用途の変更又は混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第二十一条第一項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が二十台以上である場合に係るもの
- 2 前項の用途の変更と同時に、前条に規定する増築をしようとする場合は、当該施設の用途の変更をした後に、増築がされるものとして自転車駐車場の規模を算定する。

(その敷地が指定区域の内外にわたる施設等に係る自転車駐車場の設置)

第二十五条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分 を存しないものとみなして、第二十一条から前条までの規定を適用する。

(自転車駐車場の構造及び設備)

- 第二十六条 第二十一条から第二十四条の二までの規定により設置される自転車駐車場の規模は、駐車台数一台につき、一平方メートル以上としなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が駐車場に適すると認めたも のについては、前項の規定によらないことができる。

(自転車駐車場の設置の届出)

第二十七条 第二十一条から第二十四条の二までの規定により、自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

第二十八条 削除

(自転車駐車場の管理)

第二十九条 第二十一条から第二十四条の二までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は 管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

第五章 民営自転車駐車場の育成

(補助金の交付)

第三十条 区長は、民営自転車駐車場の整備育成を図るため、公共の用に供すると認める自転車駐車場を設置した者に対して予算の範囲内で、その設置及び管理に要する経費の一部を補助することができる。

第六章 杉並区自転車等駐車対策協議会

(協議会の設置)

第三十条の二 自転車法第八条第一項の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査 審議するため、杉並区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織)

- 第三十条の三 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱した委員二十四人以内をもつて組織する。
 - 一 区民 八人以内
 - 二 区議会議員 四人以内
 - 三 学識経験者 二人以内
 - 四 鉄道事業者 四人以内
 - 五 関係行政機関の職員 六人以内
- 2 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

(協議会の会長)

- 第三十条の四 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集)

第三十条の五 協議会は、会長が招集する。

(協議会の会議)

- 第三十条の六 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第三十条の七 協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

第七章 雑則

(関係機関との協議)

第三十一条 区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、関係機関と協議するとともに、その協力を要請することができる。

(立入検査)

- 第三十二条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつ たときは、提示しなければならない。

(措置命令)

- 第三十三条 区長は、第二十一条から第二十四条の二まで、第二十六条又は第二十九条の規定に違反 した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正する ために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により 行うものとする。

(委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。 第八章 罰則

(罰則)

- 第三十五条 第三十三条第一項の規定による区長の命令に従わなかつた者は、十万円以下の罰金に処する。
- 2 第二十七条の規定に違反した者及び第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附則

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第三章の規定は、昭和六十年一月一日 から施行する。
- 2 平成十一年十月一日前に、杉並区内の都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域及び近隣商業地域(以下「特定区域」という。)において、第二十一条第一項の表に規定する飲食店、スポーツ施設又は学習施設(以下「新適用施設」という。)の施設の用途として新築、増築又は用途の変更がされた施設(同日前に建築確認の申請がされたものを含む。)を、同日以後に増築又は用途の変更をする場合は、第二十四条中「指定区域が定められる前に建築された部分」とあるのは「平成十一年十月一日前に建築又は当該施設の用途の変更がされた部分(同日前に建築確認の申請がされたものを含む。)」と、第二十四条の二中「指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に」とあるのは「平成十一年十月一日前に建築又は当該施設の用途の変更がされた部分(同日前に建築確認の申請がされたものを含む。)で、かつ、同日以後に」と読み替えて適用する。
- 特定区域において、第二十一条第一項の表中新適用施設を除いた施設の用途として、昭和六十年 十月一日から平成十一年十月一日までの間に新築又は増築された施設及び同日前に用途の変更がさ れた施設(同日前に建築確認の申請がされたものを含む。)を、同日以後に増築又は用途の変更を する場合は、第二十二条中「の合計が二十台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模」 とあるのは「を合計した自転車駐車場の規模」と、第二十四条中「指定区域が定められる前に建築 された部分」とあるのは「昭和六十年十月一日前に建築された部分又は平成十一年十月一日前に当 該施設の用途の変更がされた部分(同日前に建築確認の申請がされたものを含む。)」と、「をす べて新築したとみなして前三条の規定により算定した自転車駐車場の規模」とあるのは「のうち昭 和六十年十月一日から平成十一年十月一日までの間に新築又は増築された部分(同日前に建築確認 の申請がされたものを含む。以下「既建築部分」という。)をすべて新築したとみなして杉並区自 転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の一部を改正する条例(平成十一年杉並区条例第十四 号)による改正前の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例(以下「改正前の条例」 という。) 第二十一条から第二十三条までの規定により算定した自転車駐車場の規模に、当該増築 後の施設から既建築部分を控除した部分について、すべて新築したとみなして第二十一条から第二 十三条までの規定により算定した自転車駐車場の規模(増築後の施設が五千平方メートルを超える 場合は、新たに五千平方メートルを超えることとなる部分について算定した自転車駐車場の規模に 二分の一を乗じて得た規模を控除した規模とする。)を加えた規模」と、第二十四条の二中「指定 区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に」とあるのは「昭和六 十年十月一日前に建築された部分又は平成十一年十月一日前に当該施設の用途の変更がされた部分 (同日前に建築確認の申請がされたものを含む。) で、かつ、同日以後に」と、「をすべて新築し たとみなして第二十一条から第二十三条までの規定により算定した自転車駐車場の規模」とあるの は「のうち同日以後に用途の変更がされた部分(以下「新変更部分」という。)について、すべて 新築したとみなして第二十一条から第二十三条までの規定により算定した自転車駐車場の規模に、 当該用途の変更後の施設から新変更部分を控除した部分について、すべて新築したとみなして改正 前の条例第二十一条から第二十三条までの規定により算定した自転車駐車場の規模を加えた規模」 と読み替えて適用する。

附 則(平成五年九月三〇日条例第三一号)抄

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。ただし、附則第二項(東京都杉並区自転車の放置

防止及び駐車場整備に関する条例第十七条第一項の改正規定に限る。)、第四項及び第六項の規定は、同年一月一日から、別表第一及び別表第三の規定中杉並区立新高円寺地下自転車駐車場に係る部分は、規則で定める日から施行する。

- 3 前項の規定による改正後の東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十五条の規定は、平成六年四月一日(以下「適用日」という。)以後に撤去した自転車について適用する。
- 4 改正後の条例第十七条第一項の規定は、適用日以後に自転車置場等を利用しようとする者の登録 手数料について適用し、適用日前に自転車駐車場等を利用しようとする者の登録手数料については、 なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第十五条の規定の適用については、適用日から平成七年三月三十一日までの間に撤去した自転車に限り、同条中「二千円」とあるのは「千五百円」とする。
- 6 改正後の条例第十七条第一項の規定の適用については、適用日から平成七年三月三十一日までの間に自転車置場等を利用しようとする者の登録手数料に限り、同条中「四千円」とあるのは「三千円」とする。

附 則(平成七年三月一四日条例第一一号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第一条中東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例目次の改正規定及び第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に一章を加える改正規定並びに第二条の規定は同年六月一日から、第三条中杉並区立自転車駐車場条例別表第一の改正規定(杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。)は規則で定める日から施行する。

附 則(平成一一年三月一二日条例第一四号)

- 1 この条例は、平成十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例は、平成十一年十月一日(以下「施行日」という。)以後に建築確認の申請を受けたものから適用し、施行日前に建築確認の申請を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成一三年一二月三日条例第五六号)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の規定は、平成十四年四月一日以後に撤去した自転車について適用する。

平成五年九月三十日 条例第三十一号

[注] 平成一七年一〇月から改正経過を注記した。

改正 平成 六年 三月二四日条例第九号 平成 七年 三月一四日条例第一一号 平成 八年 三月二五日条例第一一号 平成 九年 三月二一日条例第九号 平成一〇年 三月二五日条例第一五号 平成一〇年 六月一二日条例第二七号 平成一二年 六月二六日条例第五〇号 平成一一年 三月一二日条例第一三号 平成一三年 三月二三日条例第二四号 平成一二年一二月 一日条例第六〇号 平成一三年一二月 三日条例第五七号 平成一四年 三月一九日条例第二五号 平成一六年 三月一九日条例第一五号 平成一六年 六月二一日条例第二五号 平成一六年一○月一二日条例第三三号 平成一七年一○月一一日条例第三○号 平成一七年一二月 六日条例第四八号 平成一八年 三月二〇日条例第二二号 平成一九年 三月一三日条例第三号 平成二〇年 六月二七日条例第二五号

(設置)

第一条 自転車の利用者の利便を図り、区民の良好な生活環境の向上に資するため、杉並区立自転車 駐車場(以下「駐車場」という。)を別表第一のとおり設置する。 (定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転 車をいう。
 - 二 原動機付自転車 道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
 - 三 一日使用 規則で定める使用時間(以下「使用時間」という。)内の駐車場の使用をいう。
 - 四 一回使用 二十四時間を限度とする一回の駐車場の使用をいう。
 - 五 定期使用 一月、三月又は六月を単位とする使用時間内の駐車場の使用をいう。

一部改正〔平成一八年条例二二号・一九年三号〕

(駐車することができる車両)

第二条の二 駐車場に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、規則で定める駐車場に おいては、自転車及び原動機付自転車を駐車することができる。

追加 [平成一八年条例二二号]

(使用の手続等)

- 第三条 一日使用し、又は一回使用しようとする者は、使用する際に区長に申請し、その承認を受け なければならない。
- 2 定期使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければ ならない。
- 3 区長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、前二項の承認を与えないことができる。
 - 一 駐車場の収容台数を超えるとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。
 - 一部改正〔平成一九年条例三号〕

(使用料等)

- 第四条 駐車場の使用料は、別表第二のとおりとする。
- 2 使用料は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、一回使用の使用料は、出 場の際に納付しなければならない。
 - 一部改正 [平成一八年条例二二号•一九年三号]

(使用料の減免)

第五条 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の不還付) 第六条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部 又は一部を還付することができる。

(使用制限)

- 第七条 区長は、駐車場の使用について、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を停止 し、又は使用の承認を取り消すことができる。
 - 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - 二 使用の目的又は区長の指示に違反したとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 駐車場の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第九条 駐車場の施設又は設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理上支障がある自転車の保管等)

- 第十条 区長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、管理上支障があると認める自転車があるときは、規則で定める期間保管し、撤去することができる。
- 2 前項の規定により自転車を撤去するときは、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例(昭和五十九年杉並区条例第四十六号)第十四条及び第十五条の規定を準用する。

(委任)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例四八号〕

附 則 抄

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。ただし、附則第二項(東京都杉並区自転車の放置 防止及び駐車場整備に関する条例第十七条第一項の改正規定に限る。)、第四項及び第六項の規定 は、同年一月一日から、別表第一及び別表第三の規定中杉並区立新高円寺地下自転車駐車場に係る 部分は、規則で定める日から施行する。

(平成七年規則第四八号で平成七年五月二九日から施行)

2 東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成六年三月二四日条例第九号)

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成七年三月一四日条例第一一号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第一条中東京都杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例目次の改正規定及び第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に一章を加える改正規定並びに第二条の規定は同年六月一日から、第三条中杉並区立自転車駐車場条例別表第一の改正規定(杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。)は規則で定める日から施行する。

(平成八年規則第二七号で、第三条の改正規定(杉並区立浜田山北第一自転車駐車場及び 杉並区立浜田山北第二自転車駐車場に関する部分に限る。)は、平成八年四月一日から施 行)

附 則(平成八年三月二五日条例第一一号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年三月二一日条例第九号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一○年三月二五日条例第一五号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一○年六月一二日条例第二七号)

この条例は、平成十年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中杉並区立永福町南自 転車駐車場に係る部分は、同年八月一日から施行する。 附 則(平成一一年三月一二日条例第一三号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年六月二六日条例第五○号)

この条例は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則(平成一二年一二月一日条例第六○号)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第二の規定は、平成十三年四月一日以後 の期日を始期とする定期使用に係る申請について適用する。

附 則(平成一三年三月二三日条例第二四号)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立 荻窪北自転車駐車場の使用の承認を受けている者は、この条例による改正後の杉並区立自転車駐車 場条例の規定により杉並区立荻窪北第一自転車駐車場の使用の承認を受けている者とみなす。

附 則(平成一三年一二月三日条例第五七号)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第二の規定は、平成十四年四月一日以後 の期日を始期とする定期使用に係る申請について適用する。
- 3 この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例別表第二の規定により交付を受けた回数券については、当分の間、使用することができる。

附 則(平成一四年三月一九日条例第二五号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年三月一九日条例第一五号)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規 定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第一に規定する杉並区立高円寺北自転車 駐車場及び杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前 においても行うことができる。

附 則(平成一六年六月二一日条例第二五号)

- 1 この条例は、平成十六年九月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例(以下「新条例」という。)別表第一に規定 する杉並区立荻窪西第二自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても 行うことができる。
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立 荻窪西自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者は、新条例の規定により杉並区立荻窪西第一 自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者とみなす。

附 則(平成一六年一〇月一二日条例第三三号)

- 1 この条例は、平成十七年一月四日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規 定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第一に規定する杉並区立荻窪北第三自転 車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成一七年一○月一一日条例第三○号)

- 1 この条例は、平成十七年十一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の 規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第一に規定する杉並区立中野富士見町自 転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成一七年一二月六日条例第四八号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年三月二〇日条例第二二号)

1 この条例は、平成十八年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規

定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例第二条の二に規定する原動機付自転車に係る 定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成一九年三月一三日条例第三号)

1 この条例は、平成十九年三月二十六日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中杉並区立高井戸東自転車駐車場に係る部分は同年四月一日から、同表の改正規定中杉並区立高井戸北自転車駐車場に係る部分は規則で定める日から、次項及び第三項の規定は公布の日から施行する。

(平成一九年規則第七八号で平成一九年七月一日から施行)

- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例(以下「新条例」という。)別表第一に規定 する杉並区立高井戸東自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、平成十九年四月一日前 においても行うことができる。
- 3 新条例別表第一に規定する杉並区立高井戸北自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、 規則で定める日前においても行うことができる。

(平成一九年規則第七八号で附則第三項の規則で定める日は、平成一九年七月一日とする。)

附 則(平成二○年六月二七日条例第二五号) この条例は、平成二十年七月三十日から施行する。 別表第一(第一条関係)

名称	位置
杉並区立方南町東自転車駐車場	杉並区方南二丁目二〇番二号
杉並区立方南町西自転車駐車場	杉並区和泉四丁目五一番七号
杉並区立荻窪東地下自転車駐車場	杉並区上荻一丁目二番一号
杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	杉並区梅里一丁目七番二〇号
杉並区立荻窪北第一自転車駐車場	杉並区天沼三丁目三番一九号
杉並区立永福町北第一自転車駐車場	杉並区永福四丁目七番八号
杉並区立永福町北第二自転車駐車場	杉並区和泉三丁目一二番一五号
杉並区立永福町北第三自転車駐車場	杉並区和泉三丁目七番三号
杉並区立荻窪南第一自転車駐車場	杉並区荻窪四丁目二一番一六号
杉並区立荻窪南第二自転車駐車場	杉並区荻窪五丁目一五番一三号
杉並区立上井草北自転車駐車場	杉並区井草五丁目六番一号
杉並区立西荻窪東自転車駐車場	杉並区西荻南三丁目二三番一二号
杉並区立西荻窪西自転車駐車場	杉並区松庵三丁目四一番一号
杉並区立浜田山北第一自転車駐車場	杉並区浜田山三丁目二四番一三号
杉並区立浜田山北第二自転車駐車場	杉並区浜田山三丁目二七番二一号
杉並区立桜上水北自転車駐車場	杉並区下高井戸一丁目二四番一五号
杉並区立久我山西自転車駐車場	杉並区久我山三丁目三五番二九号
杉並区立久我山南自転車駐車場	杉並区久我山三丁目二五番六号
杉並区立久我山北自転車駐車場	杉並区久我山五丁目三八番一〇号
杉並区立阿佐ヶ谷東自転車駐車場	杉並区阿佐谷南二丁目四一番一号
杉並区立阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場	杉並区阿佐谷南三丁目五八番一号
杉並区立荻窪西第一自転車駐車場	杉並区上荻一丁目二〇番三号
杉並区立下井草南自転車駐車場	杉並区下井草二丁目三六番一六号
杉並区立下井草北第一自転車駐車場	杉並区井草一丁目一〇番一七号
杉並区立下井草北第二自転車駐車場	杉並区井草一丁目二番四号
杉並区立井荻南地下自転車駐車場	杉並区上井草一丁目二四番一六号
杉並区立井荻北地下自転車駐車場	杉並区井草三丁目三番一〇号
杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	杉並区成田東四丁目三七番六号

杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	杉並区阿佐谷南一丁目一五番一九号
杉並区立永福町南自転車駐車場	杉並区永福二丁目五三番一四号
杉並区立東高円寺自転車駐車場	杉並区和田三丁目五五番四〇号
杉並区立荻窪北第二自転車駐車場	杉並区天沼三丁目二番一三号
杉並区立浜田山南自転車駐車場	杉並区浜田山二丁目二二番一二号
杉並区立高円寺北自転車駐車場	杉並区高円寺北三丁目二〇番二三号
杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場	杉並区高円寺南四丁目五〇番二号
杉並区立荻窪西第二自転車駐車場	杉並区上荻一丁目二一番二五号
杉並区立荻窪北第三自転車駐車場	杉並区天沼三丁目三○番四○号
杉並区立中野富士見町自転車駐車場	杉並区和田一丁目一番九号
杉並区立高井戸東自転車駐車場	杉並区高井戸東二丁目三〇番二五号
杉並区立高井戸北自転車駐車場	杉並区高井戸西二丁目二番一号

注 平成二〇年六月二七日条例第二五号により、平成二〇年七月三〇日から施行 別表第一に次のように加える。

杉並区立西荻窪北自転車駐車場	杉並区西荻北三丁目二四番二〇号
----------------	-----------------

一部改正〔平成一七年条例三○号・一九年三号〕

別表第二(第四条関係)

		屋根0			使用	料	
駐車場の区分	種別	階数	有無		一日使		
				一月	三月	六月	用及び
							一回使
							用
		一階	有	二、三〇〇	六、六〇〇円	,000	
				円		円	
			無		五、四〇〇円	九、一〇〇円	
				円			
		二階	有	,	六、〇〇〇円	_ ,	
			from the same of t	円		円	
	自転車		無		四、八〇〇円	八、二〇〇円	—OO
叩去你,只担		<u></u> 7₩.	/-	円	- OOM	T -00m	円
一 別表第一に掲 げる駐車場(二に		三階	有	一、一00 円	三、一〇〇円	1五、二〇〇円	
掲げる駐車場を			 無		二、六〇〇円	m - 0 0 m	
除く。)		地下一	***		一、八〇〇円 六、〇〇〇円		
121/ ()		階		一、	/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
		地下二			三、一〇〇円	五 二〇〇田	
		階)、 日	_, 0011	TT, -0011	
	 原動機付自	一階	有	四、七〇〇	一三、四〇〇	二二、六〇〇	00
	転車	16	1	円 円		—— 、 ,,,,,,,	円
			無	三、八〇〇		一八、二〇〇	
				円	円	円	
二 杉並区立西荻	自転車	一階	有		五、四〇〇円		-00
窪東自転車駐車				円			円
場、杉並区立浜田			無	一、五〇〇	四、三〇〇円	七、二〇〇円	

山北第二自転車				円			
駐車場、杉並区立	原動機付自	一階	有	三、八〇〇	一〇、八〇〇	一八、二〇〇	_00
下井草南自転車	転車			円	円	円	円
駐車場、杉並区立			無	Ξ, 000	八、六〇〇円	一四、四〇〇	
下井草北第一自				円		円	
転車駐車場及び							
杉並区立荻窪北							
第三自転車駐車							
場							

付記

- 1 六十五歳以上の者及び規則で定める学生が定期使用する場合の使用料は、自転車にあっては 規定使用料から一月当たり二百円を減じた額とし、原動機付自転車にあっては規定使用料から 一月当たり四百円を減じた額とする。
- 2 一回使用のうち規則で定める時間内の使用に係る使用料は、無料とする。

注 平成二〇年六月二七日条例第二五号により、平成二〇年七月三〇日から施行 別表第二の二の項中「及び杉並区立荻窪北第三自転車駐車場」を「、杉並区立荻窪北第三自転 車駐車場及び杉並区立西荻窪北自転車駐車場」に改める。

全部改正〔平成一八年条例二二号〕、一部改正〔平成一九年条例三号〕

[昭和五十五年十一月二十五日法律第八十七号] [総理・大蔵・文部・通産・運輸・建設・自治大臣署名]

発令: 昭和55年11月25日法律第87号 最終改正: 平成5年12月22日法律第97号

改正内容:平成5年12月22日法律第97号[平成13年1月6日]

[沿革]

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律をここに公布する。 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
 - 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自 転車をいう。)をいう。
 - 三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
 - 四 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用 に供するその他の場所をいう。
 - 五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車 等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をし なければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

- 第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転 車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。
- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を 適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、 相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。 (自転車等の駐車対策の総合的推進)
- 第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、 自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域にお いては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、 地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者 から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地 の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しな ければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する 場合は、この限りでない。

- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、 遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、 その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に 設置するように努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まつて、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。
- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、 その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力し て、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等(自転車等駐車場以外の場所に置かれている自 転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。)の撤去等に努めるものとする。
- 第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要がある と認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めると ころにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。
- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を 公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため 必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自 転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担 とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例 でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。 (総合計画)
- 第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に 推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画(以 下「総合計画」という。)を定めることができる。
- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合計画の対象とする区域
 - 二総合計画の目標及び期間
 - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備 に関する事業の概要
 - 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者(以下「設置協力鉄 道事業者」という。)の講ずる措置
 - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
 - 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

- 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
- 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、総合計画を定めるに当たつては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者(第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。)と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。
- 5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。
- 7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

(自転車等駐車対策協議会)

- 第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるとこ ろにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。
- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する 者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。
- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

- 第九条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、 周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。
- 2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第十条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法 に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

- 第十二条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼ さないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。
- 2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。
- 3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

- 第十三条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため 必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。 (自転車製造業者等の責務)
- 第十四条 自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、 前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に 必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。
- 2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、当該自転車の取扱方法、定期的な点

検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに 自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に 必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

- 第十五条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の 設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助する ことができる。
- 2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるため に起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が 許す限り、特別の配慮をするものとする。
- 3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、 交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施 策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と 認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 〔昭和五六年四月政令一四九号により、昭和五六・五・二〇から施行〕

附 則〔平成五年一二月二二日法律第九七号〕

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 「平成六年六月政令一四八号により、平成六・六・二〇から施行]
- 2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適 用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。
- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外 の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかか わらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。